



埼玉県須賀村の地域給指定に関する請願(佐瀬昌三君紹介)(第六九号)  
埼玉県相模村の地域給指定に関する請願(佐瀬昌三君紹介)(第七〇号)  
埼玉県高野村外四箇村の地域給指定に関する請願(佐瀬昌三君紹介)(第七一七号)  
岡山県朝日村の地域給指定に関する請願(達澤寛君紹介)(第七二二号)  
長崎県高浜村の地域給指定に関する請願(田口長治郎君紹介)(第七三三号)  
長崎県小浜町の地域給指定に関する請願(田口長治郎君紹介)(第七四四号)  
長崎県北高来郡の地域給指定に関する請願(田口長治郎君紹介)(第七五五号)  
勤務地手廃止に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第七六六号)  
同(松平忠久君紹介)(第七七七号)  
同(吉川久衛君紹介)(第七七八号)  
同(佐瀬昌三君紹介)(第七九号)  
北海道足寄村の地域給指定に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第八一八号)  
秋田県毛馬内町の地域給指定に関する請願(細野三千雄君紹介)(第八二二号)  
秋田県小坂町の地域給指定に関する請願(細野三千雄君紹介)(第八三三号)  
宮城県中津山村の地域給指定に関する請願(長谷川峻君紹介)(第八四四号)  
石川県船橋村外十九箇村の地域給指定に関する請願(坂田英一君外二名紹介)(第八五五号)  
愛知県幡豆山村の地域給指定に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第八六六号)  
愛知県長久手村の地域給指定に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第八七七号)  
群馬県万場町の地域給指定に関する請願(櫻井奎夫君紹介)(第八八八号)

茨城県江戸崎町の地域給指定に関する請願(葉梨新五郎君紹介)(第八九号)  
茨城県牛久村の地域給指定に関する請願(葉梨新五郎君紹介)(第九〇号)  
茨城県谷田部町の地域給指定に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第九一七号)  
茨城県幸島村の地域給指定に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第九二二号)  
茨城県布川町の地域給指定に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第九三三号)  
茨城県鉾田町の地域給指定に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第九四四号)  
埼玉県谷塚町の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第九五五号)  
埼玉県片桐村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第九六六号)  
埼玉県北本宿村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第九七七号)  
埼玉県戸塚村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第九八八号)  
埼玉県美里村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第九九九号)  
埼玉県指扇村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第一〇〇〇号)  
埼玉県戸田町の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第一〇〇一七号)  
埼玉県宗岡村外二箇村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第一〇〇二二号)  
埼玉県菅光村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第一〇〇三三号)  
埼玉県小谷村の地域給指定に関する請願(福永健司君紹介)(第一〇〇四四号)  
栃木県大田原町の地域給指定に関する請願(船田中君紹介)(第一〇〇五五号)  
栃木県足尾町の地域給指定に関する請願(船田中君紹介)(第一〇〇六六号)  
栃木県那須村の地域給指定に関する請願(船田中君紹介)(第一〇〇七七号)

長野県上田市の地域給指定に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇八八号)  
長野県下諏訪町の地域給指定に関する請願(原茂君紹介)(第一〇九九号)  
長野県安曇野町の地域給指定に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一一一〇号)  
広島県三入村の地域給指定に関する請願(岸田正記君紹介)(第一一一一七号)  
広島県大林村の地域給指定に関する請願(岸田正記君紹介)(第一一二二二号)  
兵庫縣美和村の地域給指定に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第一一三三三号)  
奈良県真菅村の地域給指定に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第一一四四四号)  
奈良県新庄町の地域給指定に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第一一五五五号)  
奈良県上村の地域給指定に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第一一六六六号)  
奈良県南生駒村の地域給指定に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第一一七七七号)  
奈良県斑鳩町の地域給指定に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第一一八八八号)  
奈良県平群村の地域給指定に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第一一九九九号)  
奈良県高見村の地域給指定に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第一二〇〇〇号)  
熊本県湯前町の地域給指定に関する請願(坂田道太君紹介)(第一二一一一七号)  
熊本県有佐村の地域給指定に関する請願(坂田道太君紹介)(第一二二二二二号)  
熊本県水俣市の地域給指定に関する請願(坂田道太君紹介)(第一二二三三三号)  
鹿児島県鹿屋市の地域給指定に関する請願(床次徳二君外三名紹介)(第一二四四四四号)  
勤務地手当不遇に関する請願

(西村力弥君紹介)(第一二五五五五号)  
公務員の給与引上げに関する請願(松原喜之次君紹介)(第一二六六六六号)  
同外一件(西村力弥君紹介)(第一二七七七七号)  
公務員等の年末手当増額に関する請願外一件(西村力弥君紹介)(第一二八八八八号)  
公務員の最低賃金制確立に関する請願(西村力弥君紹介)(第一二九九九九号)  
秋田県四ツ小屋村の地域給指定に関する請願(根本龍太郎君外一名紹介)(第一三〇〇〇〇号)  
宮城県船岡町の地域給指定に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一三一一一七号)  
宮城県七ヶ浜村の地域給指定に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一三二二二二号)  
宮城県白石町の地域給指定に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一三三三三三号)  
宮城県石巻市の地域給指定に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一三四四四四号)  
山形県高崎村及び東郷村の寒冷地手当支給に関する請願(松岡俊三君紹介)(第一三四五五五号)  
福島県大越町の地域給指定に関する請願(助川良平君紹介)(第一三四六六六号)  
千葉県墨海町の地域給指定に関する請願(森清君紹介)(第一三四七七七号)  
茨城県水戸市の地域給指定に関する請願(加藤高誠君紹介)(第一三四八八八号)  
静岡県富士宮市の地域給指定に関する請願(石橋湛山君紹介)(第一三四九九九号)  
岐阜県久々野村の地域給指定に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一四〇〇〇〇号)  
岐阜県大八賀村の地域給指定に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一四〇〇〇一七号)  
岐阜県高山市の地域給指定に関する請願

(岡村利右衛門君紹介)(第一五〇〇〇〇号)  
岐阜県細江村の地域給指定に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一五〇〇〇一七号)  
岐阜県河合村及び坂下村の地域給指定に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一五〇〇〇二二二号)  
愛知県東郷村の地域給指定に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第一五〇〇〇三三三号)  
岡山県笠岡市の地域給指定に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第一五〇〇〇四四四号)  
岡山県妹尾町の地域給指定に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第一五〇〇〇五五五号)  
広島県岩谷村日崎地区の地域給指定に関する請願(高橋順一君紹介)(第一五〇〇〇六六六号)  
香川県上西村の地域給指定に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一五〇〇〇七七七号)  
佐賀県鳥栖町の地域給指定に関する請願(館林三喜男君紹介)(第一五〇〇〇八八八号)  
の審査を本委員会に付託された。  
本日の会議に付した事件  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)  
○川島委員長 これより人事委員会を開会いたします。  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。両案につきましては、昨日大體質疑は終了したのでありますが、なお政

になつたような、こういう例が過去にたくさんありましたでしょうか。はつきりとその財政上の需要総額というものがきまつておるにかかわらず、それよりも余分に一億に近いような金が計

上されているというようなこと、こういうことがしばしばあつてはいへんと思いますが、自治庁として、今までの歴史上こういう事例が幾つもあるかどうかお答え願いたいのであります。

○鈴木政府委員 財政計画の一応見込として申しますか、そういうものまでございますから、常に実際の支出とそのままマッチするということの場合ばかりでは必ずしもないと思いますが、地方財政平衡交付金法の建前といたしまし

ては、要するにあるべき設備、必要な財政需要というようなものを見まして、税収入もあるべき税収入を見ると、いうことでございまして、その差額を補填するという建前になつておりますので、結局実際の支出というものの

は、地方団体に對しては平衡交付金は、ひもつき財源でございせんから、やはりその間實際の決算と地方財政計画との間においては、これはずれが出て来るのであります。しかし地方政計画それ自体といたしましては、平衡交付

金の総額を算定いたしまする根拠になるものでございますから、その財政計画を算定いたしまする当初におきましては、最大限の客観的な資料を駆使いたしまして、事実にあうようなものをつくらなければならぬと思つておるの

であります。今の三本建の所要経費は、これは国会の増額の御修正に基きまして、事後において地方財政計画の調整をいたしたわけでございますが、

まあ、かようにこの程度の財源の見積りの違いというものが、全然ないといふことも言いかねるかと思うのでございませうけれども、私ただいま記憶いたしてありますところでは、そう特に大きな開きがあつたものは、他に記憶がないように考へております。

○鈴木政府委員 この三億六千万円という経費が、たとえば高等学校を維持してあります地方団体に對する給与の補助金といったような性格のものでございませうと別でございませうけれども、何分、算定の基礎として三億六千万という数字が修正の際に用いられたことは事実でございませうが、予算の上におきましては、地方財政平衡交付金の増額という形において出て参つておるのでございまして、従つて、地方財政平衡交付金法による配分の対象になる財源としては同じものでございませう。いわゆるひもつき財源でないわけではございませうから、その点から申しますと、繰上りといつたしましてこの関係の経費を処理できると思つてございませう。ただそういう実際の算定上の基礎といたしまして今回あわせて高等学校教員のベース・アップも行われるわけではございませうから、そういうものにも充てられるものとして算定をいたしますと、先ほど申し上げましたようなことに相なるということではございませう。

○田田委員 自治庁としては、いまだかつてかかる財政上の見積りの大きな開きのあつたことは例を見なかつたといふような大事件が、ここに起つていくわけですね。この点についてわれわれとしては、幾らお金があるのだという見積りに、大きな相違がある。二億六千万円と三億六千万円とでは一億も違うなどということでは、これはたいへんな見積りの違いであります。さういふものが望々と国会で通過して行くといふようなことは、国家の財政上の措置に、はなはだわれ／＼は疑義を抱かざるを得ない。このようにいいかげんに予算が立てられ、いいかげんない見積りをされて、そうして一億に近い金が浮いておる。その浮いておる金をもつと有効に使つて、高校を中心とする小、中学校の教員を含めた不均衡の是正、前歴を計算するとか、あるいはは学歴の差を見てあげるとか、そういうようにに陥没を救うために使うならば意義があるけれども、それが高校の教員のベース・アップの方にだけまわされておるというのでは、まことに甘い措置だといわざるを得ないわけでありませう。この三億六千万円が高校の三本建実施に伴う予算であるとするならば、その余された部分を高校のベース・アップのみに使うということが妥当であるかどうか、この点について政府として、その妥当性を裏づけする御意見が

あるならば、御説明を伺いたいのであります。

○鈴木政府委員 この三億六千万円という経費が、たとえば高等学校を維持してあります地方団体に對する給与の補助金といったような性格のものでございませうと別でございませうけれども、何分、算定の基礎として三億六千万という数字が修正の際に用いられたことは事実でございませうが、予算の上におきましては、地方財政平衡交付金の増額という形において出て参つておるのでございまして、従つて、地方財政平衡交付金法による配分の対象になる財源としては同じものでございませう。いわゆるひもつき財源でないわけではございませうから、その点から申しますと、繰上りといつたしましてこの関係の経費を処理できると思つてございませう。ただそういう実際の算定上の基礎といたしまして今回あわせて高等学校教員のベース・アップも行われるわけではございませうから、そういうものにも充てられるものとして算定をいたしますと、先ほど申し上げましたようなことに相なるということではございませう。

○田田委員 大蔵省給与課長にお尋ね申し上げます。大蔵省は、国家の財政上の措置において、国の歳出の中に実際には必要としない九千四百万円という莫大な経費が計上されてあるごまかしを、無条件で、三億六千万円を歳出計画の中にお入れになつたということでは、これはたいへんな失敗であると思つてあります。つまり、十分負政上の検討を加えないで、つい出された数字にごまかされて三億六千万円を三本建実施の経費としてお認めになる

といふようなことになる、国の台所を握つておられる大蔵省として、われわれは信頼できなくなるのですが、これは大蔵省としては、三億六千万円は実際には二億六千万円しかいらなかつた、一億に近い金がいらないのがわかつておるにもかかわらず、しかも自治庁はそれを高校のベース・アップにまわすといふふうには、ちやんと流用の道まで考へておいてのようですが、そういうような必要のない経費を、なぜ財政上の措置として歳出の中へお入れになつたか、この点の御答弁をいただきたいのであります。

○岸本説明員 ただいま給与課長に對する質問と仰せられました、給与課長の立場としてはこれは申し上げにくい問題でございまして、実際の予算の積算は予算係でいたしております。ただ給与課長として、私の聞き及んでいく程度のことではよろしうございまして、申し上げます。

○田田委員 けつこうです。

○岸本説明員 これは本年の十六国会で地方平衡交付金五十億円の増額をいたしました場合、その他の節約を合せて四十億でございまして、合せて九十八億の金であつたと思つてございませうが、これを平衡交付金の中の給与単価の是正に用いられておることは御承知の通りでございませう。その際に三本建の給与三億六千万円ということが言われておりました。所要経費は概算三億六千万円であるが、実際のくらゐになるか、確定的な見通しはもちろん最後の数字をつかんでいたわけではございませうので、その九十何億かで給与単価の是正をいたします場合、この高校教員の三本建に伴う財源も含

めて五十億の平衡交付金を増額する、こゝういふ話合ひであつたかと存じます。その後の内部的な割振り、最終的な見通しのついた場合の割振り、申しますか、財源の配分につきましては、自治庁の方でこれをお立てになつておられるように承つておるのです。

○田田委員 政府部内において予算書をおつくりになる場合、はなはだしくずさんなる内情を暴露したと思われのであります。おおよそ三億六千万円ぐらゐいるだろうといふような、さういふ大まかな見積りで国家財政がまかなわれるといふことは、たいへんだらしないと思つておるのです。もつときと申した、はつきりした数字の基礎の上に立つた国家財政を、われ／＼は期待しておつたのです。従つて事実二億六千万円しかいらない、一億近い金が余るの、はつきりしているような予算をそのまゝお認めになるといふことは、これはたいへんな手落ちであると思つておるのです。委員長、予算の關係の政府委員の方に、できれば今御出席をいただいて説明していただきたいのですが、給与課長の関心たものによるならば、五十億の平衡交付金の増額の中で、三本建の実施といふようなひもつきでない三億六千万円という、実に融通のきく金が渡されるような形にしておられるようです。そこで自治庁としては、ひもつきでないがゆゑに、高校のベース・アップの方にも御流用なさるといふわけにもなるわけですね。この点はいへん重大な問題だと思つておるのです。この問題はここです、すなほに裏通りするわけに行かないと思つて。この委員会として、一番関心のある今度の俸給表の承認をするに

あつた、これは考へなければならぬ、實際いりもせぬ金が予算に三億六千万円も計上して、一億に近い金が余り、余つておる金は高校だけのベース・アップにまわしておるという今の自治庁の御説明だが、私はこれは高校のベース・アップだけに使うべき金でなくして、実は高校を中心として中小学校に及び大きな陥没は正の方に金を使うべきであると思つて。さういふふうな流用しておるというこゝになれば、陥没の是正はいつできるのかといふことを私は言いたい。この法案を提出された当時の与党の内部並びに協調された改進党の諸君の意向の中にも、この三億六千万円のうちで、事実二億六千万円ばかり三本建の是正に使ひ、残つたものは陥没是正に用いたいといふ意図もあつたように私は伺つておつたのであります。その意図は全然無視されて、三億六千万円はすつかり高校の方のベース・アップに流すといふことになつたらゆゆしい問題だと思つて。どうも安心して國の財政をおまかせすることができなくなるように思つておる。これは官房副長官としても、十分御検討いただかなければならぬと思つてますが、その点ちよつとお答えいたしたいと思つておる。

○田中政府委員 ただいま鈴木次長から御説明を申し上げたような経緯をたどつておるようであります。竊開にして私はまだ十分承知いたしておらないのであります。もちろん受田委員から御質問がありました直後、鈴木次長にも十分事情は聴取したのであります。ただいまの質疑應答によつて、受田委員におかれましては、まだ政府側

の回答は不十分のようでありまして、御納得されていないようであります。従いましてなお十分資料を整えまして御説明を申し上げなければならぬと思ひます。

○委員 今の問題で、十分資料を整えて、この三億六千万円の使ひ道についてのはつきりした御説明をいただくことにいたします。ことにいまだかつて例を見たこともないほどの多額の余剰のある予算計上をされているというやうなことは、自治庁次長としてもはつきりお認めになつて、歴史上かつて例がないという御説明がありました。これはほんとうに重大な問題であつて、空前の問題であり、絶後でなければならぬと思ふのであります。従つてこの重大問題の解決は政府、与党十分御検討の上で、野党のわれ／＼に納得の行く御説明をしていただきたい。それでなければこの法案を通すわけに行かないのであります。そしてもう一つは、現に地方の各団体、府県にしても市町村にしても、三本建を実施することについての大きな障害にあつているところが多いのであります。昨日文部省にその例を徴しましたところ、文部省からの通達によつて、十分の三本建を尊重するようにして地方の条例を改正するように勧められておる、しかしなか／＼思うやうに行かぬという事實は知つておる、三本建の実施がなか／＼困難だといふ事実は認める、認めるがどの府県ははつきりこれを認め、どの府県が認めていないかといふ資料は、まだ整えられていないといふことでありますので、この資料をわれわれは要求しているのです。しかし三本建実施を強行する法規のない今

日、府県によつて——国家は三本建の法律をつくつたが、しかしその精神を尊重する気持はあるが、府県としては予算の都合で三本建を実施する条例をつくることのできないといふやうな結果になつたときに、自治庁として三本建実施を基調として三億六千万円を繰り込んだ平衡交付金を出す、しかしそれはひもつきでないのだといふことになると、その条例をつくらなかつた府県が、三本建に使はるべき平衡交付金を、ほかの方面の費用に流用したという場合に、自治庁としてはどういう処置をなさるか、また府県が条例を改正しないので、三本建実施をやらなかつた場合に、やらなかつたことがはつきりわかつておる府県に対して、今申し上げたやうな高校職員の三本建実施のための平衡交付金を割当部分だけは流すのか、この点についても御答ひいただきたいのであります。

○鈴木政府委員 高等学校教員の給与三本建に對しまする地方の条例の制定の状況は、私どもの方におきましてもまだつまびらかにいたしておりません。多くの府県におきましてはまだ制定してないところがあるであらうと思ひますが、これはやはり財政計画の上では、過年度の十六国会で見られたわけでございますが、それを現実に交付いたします地方財政平衡交付金の単位費用の改訂が、まだ今まで行われていないかつかために、従つて給与の具體的の財源が、どれだけ来るかといふことが地方としては明らかになりません。關係もございまして、おそらくは条例を制定するのに躊躇いたしておた向きが、今まで相当あつたのではないかと思ひます。しかし今回提案いたしま

した地方財政平衡交付金の改正法案が、もし通過いたしますならば、それによつて事柄が明確になるわけでございます。地方といたしましては、そのやうな財源が財政需要に見込まれ、財源が保証せられるといふことになりまふので、おそらくその法案が通過いたし、財源措置に對しまする自治庁からの通達が参りますならば、それを基礎にいたしまして、条例を制定する運びに相なるのではないかと思ふのであります。もしもさやうな条例を制定せず、見込みました財源を他に流用するといふやうな場合にいかをするかといふお尋ねでございますが、これは現在の地方財政平衡交付金の建前といたしましては、いわゆるひもつき財源でない一般的な財源、税と同じやうな性質の財源として交付するものでござい

ますから、それを必ずどの経費に充てるといふことは、地方財政平衡交付金制度からは出て来ないのであります。もしこれがほかに法律なりそれに基く政令がございまして、ある施設を府県として維持しなければならぬ、ある給与費を必ず支出しなければならぬ、こゝういふやうに法令上の義務費に相なつておりますならば、さやうな義務費を支出しないといふやうな場合におきましては、これは義務費を支出せよといふ勧告が平衡交付金法に基きましてもなし得るやうに相なつておるのではありません。ただこの高等学校教員につきましては、さやうな建前になつていないわけでございます。従つてそのやうな意味で勧告をするといふ平衡交付金法の規定の適用は困難かと思ひますが、また突際問題といたしまして、平衡交付金法のさやうな現災の単位費

用改訂の措置がとられしれ場合におきましては、實際の従来の例に徴しましても、さやういふ趣旨に沿つた支出がなされないと例は、非常に少ないと考へておりますので、期待されますやうな措置が各府県において、あるいは市町村においても行われ得るといふやうに、私どもは考へておるのでございます。

○委員 平衡交付金として流された国費は、特にそのうち教育費に充てられてゐる部分は、とかく他の費用に流用されております。これはもうはつきりした現実であります。昨夜拝見した平衡交付金の単位費用の特例に関する法律の、高等学校費の部分におきましても九千七百七円という単位が出ておるのであります。こゝうした数字が出ておつても、事実この数字の通りに教育費にまわしてありません。小学校費、中学校費、高等学校費としてまわしてあります。必ず地方はこれを流用するのです。ひもつきでないがゆゑに流用されるおそれのあるものが、必ずこれに準じたやうに地方がやつてくれるものであるといふ御期待をしておられることに對して、私は御注意申し上げたいのですが、地方はその御期待通りな／＼行きません。従つて三本建にまわされる費用を府県が他のものに流用しても、これは措置がないのだ、制裁規定がないのだといふことになると、これはなほは國家財政としてだらしなかつたことになるのであります。府県が三本建に關する条例改正をしないといふことに對しても制裁規定がないし、またその三本建をしてくれるものであるといふ前提のもとに流した平衡交付金も、それに使われなくて

もこれを何ら押える規定がないといふことになつたのでは、地方財政がはなはだしくずるいことになりまふが、こゝういふことに對して、自治庁として、なるべく政府の意圖を徹してもらいたいといふ以外には、施すべき手がないものかどうか、この点をお伺ひいたしたいのであります。

○鈴木政府委員 ただいまの地方財政平衡交付金の制度のもとにおきましては、財政需要として法令に基いて府県なり市町村が当然出さなければならぬ経費を見込みますとともに、およそ標準的な地方団体として維持して行かなければならない支出、あるいはやらなければならぬ事務費を理するのに必要な財政需要を一方において保証しまして、他方さやういふやうなものをまかなつて行きますために必要な地方税が、どの程度とれるかといふことも客観的な基準で判断しまして、保証された財政需要が、その税でまかない得ない差額を、地方財政平衡交付金をもつて補填する。ですからこの地方財政平衡交付金といふものは、地方税と一体をなして使われる一體財源でありま

す。これが特定の目的のために、あるいは特定の事業を奨励するために支出されるところの國の負担金あるいは補助金といふものと性格が違ふところであります。従ひまして地方財政平衡交付金といふものは、算定の基礎にこゝういふやうなそれ／＼の財政需要について測定する単位を使つて単位費用を出して、必要な経費をこれだけかかるであらうといふことで算定をいたしますけれども、それが必ずしもその地方財政平衡交付金の算定の基礎になつたやうには使われなくても、ちやうど税金が



必ずどの経費に使われるというふう  
に、いわゆるひもがついてる資金で  
ないのと同じように、地方財政平衡  
交付金も、ひもがついていない金である  
わけでありませう。これはやはり地方自  
治という建前から、そういうことにな  
つておるわけでありまして、もしも國  
が地方団体に對して特定の支出、ある  
いは特定の経費の支出というものを要  
求するということでございますなら  
ば、これは法律なりあるいは法律に基  
く政令で、その旨を明らかにして地方  
団体に對して支出を強制するというこ  
とが必要であります。もしもそういう  
ふうに出るを強制してさへおきますな  
らば、たとへば高等学校の教員につ  
いて俸給表は、國の定めた俸給表を使  
つて、それだけは必ず支出しなければ  
ならない、こういうことになりませう  
と、これは所管の文部大臣から、現実  
にそういう支出をしていないところが  
あれば、その団体に對して勧告するこ  
とができるのであります。勧告をして  
もなおそれに従わないで事実ベース  
アップをしないという場合には、これ  
に相當する地方財政平衡交付金の返還  
を命ずることができるといふ規定が平  
衡交付金の第二十條の二にあるので  
あります。高等学校の教員の給与につ  
きましては、たゞいまは地方の公務員  
といひまして、自主的に決定せられ  
る建前になつておりますから、その方  
式を用いることができないのでありま  
す。従つてもしも高等学校の教員につ  
いて、全國一定の基準で給与水準を定  
め、俸給表を統一することになります  
れば、これはたゞいま御心配のよう  
に、その経費をそのまま支出せしめ  
る、支出しないならば返還を命ずるこ

とができるのであります。たゞいま  
の法制のもとにおきましては、遺憾な  
がらそういうことができない。これは  
地方自治という建前からやむを得ない  
ことであるといふふうに考へておりま  
す。

○愛田委員 自治庁の従来の慣例その  
他も考へて、また政府の意圖してい  
るところをいろいろ、勘案してみても、この  
三本建の実施にあたつては、中央の意  
圖にかかわらず、地方は反対の方向を  
行くとともに相當できて来ると私は思  
います。それに対して中央は今日法規  
的に十分の権能を持つていないがゆゑ  
に、中央の意圖を浸透させる手を持つ  
ことができないといふことになつてお  
るならば、これはおそろしく地方の人々  
はその地方自治の精神にも基いて、そ  
の独自の見解による行動を起すことで  
あると思ひます。こういう意味から  
もやはり全國の都道府県の教育委員  
などが、あつて反対決議をしたものを  
強行する結果、こうしたことが起つた  
ので、われわれははなはだ事態を憂  
うるのであります。自治庁としてはこ  
れに對して繰返して打つ手がなかつた  
ことを表明されたので、私はこれ以上追  
ひつたしません。ただ申し上げておきた  
ことは、中央の最高指導の責任にあ  
る自治庁といひまして、常に大蔵  
省、文部省等との連絡を密にいたしま  
して、その間に見解の相違とか、意見  
の食い違ひ、こういうものがないよう  
な形でおやりにならないと、この三本  
建給与法のような実施に、はなはだ困  
難を伴うような事態が起るものであり  
ます。この点についても毅然とした態度  
を持つて、自治庁がその所信を断行す  
る必要があるといふことを、私は強力

に熱望するものです。そして少くとも  
今回のこの三本建の実施に伴う予算措  
置においては、従来見るもののなかつ  
た大失態を演じたのであります。さう  
か、この大失態を演じたこの給与に關  
する予算を末端へ配分することに  
ては、よほど慎重を期して、その成り  
行きを見守つていたのだいて、これが実  
施にはなほ困難であるといふような  
事態が起つたならば、これに對する民  
情に通じた適切な措置をとられるよう  
に、政府内部において強力な発言をさ  
れるように願つてやまないものであり  
ます。従つてさらに一言今自治庁から申  
されたお言葉から、また田中副長官の  
お約束から、大蔵大臣に直接三億六千  
万円の予算の内容についての政府の見  
解を、大蔵大臣の口からここで表明し  
ていただきたいといふことを要望し  
て、自治庁に對する質問を終わります。

同時にいま一つ文部省の關係で、ち  
よつとお尋ねしておきますが、きのう  
文部省が回答を留保されたことは、今  
自治庁の鈴木さんからのお言葉で大体  
わかりました。文部省が今まで三本  
建に反對をして来られたものが、昨年  
から三本建に賛成にかわられたわけ  
ですが、この文部省の急激なる方針の  
変更といふものの結果、第一線におい  
て高校及び中小学校の教員の間に於  
ける人事交流等において、はなはだしく  
障が起つておる。その前線に於ける障  
影を投じておるといふような事態はな  
いか。三本建の実施が決定して、みな  
感謝感激しておるといふような状態  
であるかどうか。ここをひとつ文部省の  
人事課長としてお答えをいただきた  
い。

○清水説明員 私は去る九月一日官房  
に熱望するものです。そして少くとも  
今回のこの三本建の実施に伴う予算措  
置においては、従来見るもののなかつ  
た大失態を演じたのであります。さう  
か、この大失態を演じたこの給与に關  
する予算を末端へ配分することに  
ては、よほど慎重を期して、その成り  
行きを見守つていたのだいて、これが実  
施にはなほ困難であるといふような  
事態が起つたならば、これに對する民  
情に通じた適切な措置をとられるよう  
に、政府内部において強力な発言をさ  
れるように願つてやまないものであり  
ます。従つてさらに一言今自治庁から申  
されたお言葉から、また田中副長官の  
お約束から、大蔵大臣に直接三億六千  
万円の予算の内容についての政府の見  
解を、大蔵大臣の口からここで表明し  
ていただきたいといふことを要望し  
て、自治庁に對する質問を終わります。

人事課長を拝命いたしましたので、そ  
れ以前の問題について詳しいことは存  
じておりません。八月、十六国会にお  
きまして給与法一部改正、いわゆる三  
本建の法律が国会を通りまして、その  
施行につきまして人事院とも折衝の  
上、三本建の規定と精神にのつとりま  
して、忠実にこれを実施したいとい  
ふ今日まで思つております。今後もそ  
うつもりであります。

○愛田委員 今私が申し上げた要點が  
はずれておるのですが、三本建の法律  
が施行されることになりまして、その  
教育の第一線に勤務しておられる先  
生方の中に高校と中小学校の先生と、俸  
給差がついたことによつて、人事の交  
流あるいは教育に對する熱意のいかん  
等に暗影を投じてはいないかどうかと  
いうことをお尋ねしておるのでありま  
す。

○清水説明員 私の所管でやつており  
ますのは、主として国立学校問題であ  
ります。地方の小学校、中学校の問題  
につきましては、あいにく所管の局長  
がいらつしやいませんで、その辺の  
ことはよく存じません。ただこれだけ  
は申し上げられると思ひます。文部省  
の人事課といひまして、小学校、中  
学校の公立の先生から――直接わきの  
初等、中等局の方は知りませんが、私  
の官房の方へ、そのことについてお越  
しになりました、いろいろ御意見を拝  
聴する機会は今までございませんでし  
た。

ですが、それに対して黙々とこれに従  
つて喜んでおられるかどうかというこ  
とです。

○清水説明員 国立学校につきまして  
は、昨日いろいろ御説明申し上げた  
のでございませうが、問題になりました  
ところは、たとえば特殊学校の問題、  
それから付属の学校の問題等がござ  
いました。その点につきましては昨日  
いろいろ申し上げた次第でございま  
す。

○愛田委員 昨日話の出た、いろいろ  
支障が起つて高等学校の方へみな何  
かの籍を置かなければならぬという事  
は、明らかにこの法律の実施に困難を  
来しておるといふことに解明できま  
す。

○清水説明員 運営の問題はいかなる  
法律を施行する際におきましては、い  
ろいろ問題がございませうが、あくま  
でも法の精神に沿うように努力いたし  
ております。

○愛田委員 實際において困ることが  
あれば困るとか、実施面においてこの  
精神を実施するためにこれが浸透する  
ように努力するが、しかし實際はな  
かなかその精神通りに行かないのだとい  
ふふうな率直な御意見をお聞きした  
いのです。

〔赤城委員長代理退席、田中（好）  
委員長代理席〕

きのうの御答弁ではなか／＼法案実施  
に困つておるのだ、中学校の職員、高  
等学校の職員といふふうには、いかげ  
んに名前をつけてでも高等学校の方  
の手当を出そうといふ／＼／＼／＼する  
が、しかしなか／＼困るのだという御  
答弁であつたと思ひますが、この三本建の

○受田委員 困難なことを率直に表明されましたので、文部省実施当局は、この法律の実施に、はなはだ困難を来しておるといふ解釈を御開陳になつたものと私は認めます。委員の諸君もそれを認めてくれると思います。それで第一線の府県、市町村における状況についても、きのう資料を出していただ

ておるといふ言葉だつた。実施に困難を感じる場合には躊躇なく、たといできた法律がまだできて間がなくても、この改正案を出すほどの用意が、実施官庁としてはなくてはならぬと思うのです。この点について政府として、この盲聾学校等の特殊学校の職員は、この俸給表の中の高等学校の級別

ぬか、それを法律上改正する意思が政府にあるかどうかというような御質問であつたと伺いますが、私説明員で僭越でございしますが、十六国会に法律が出まして一月一日から施行されるので、まだ実質的に施行されておきませんので、官房の一課長といったしましては、そこまでは何ともお答えでき

〔田中〕**（野）委員長代理退席、委員  
長着席**

○**衆田委員** 人事院の局長の見解は、**官廳**に關して、すでに現行法律において疑義がある、もうろうとしてゐる、ということ。それで文部省も、この**官廳**學校のような特殊學校の係給表を別にするのは非常に困難がある。

ところの権限と義務等を与えられる、  
 かように私は考へて質問したのです。  
 すなわち七月十八日に公務員の給与  
 ペースの引上げの勧告がありまして、  
 政府並びに国会はこれを審議して、当  
 然に裏づけをする義務がある、それを  
 遅れ／＼しまして、ここに密議をされ  
 ておるわけであります。私は本條につ

いても地域給についても、いずれも人事院の勧告をまつてやらねばならぬといふことを言つたのでありますが、政府委員もあるいはまた人事院の給与局長も、ともに本俸については人事院の勧告をまつて政府並びに国会は審議するけれども、地域給については人事院の勧告がなくとも政府は自主的に予算を提出することができるといふような見解を表明されました。しかし私は、これらについてお互いに職分のおのその機関においてお互いに職分といふものがある、われ／＼は立法権あるいは法律の審議権はあるけれども、みづから国会が予算案を提出するといふような権限は憲法上においても与えられていない、そうした職分と、それから法律の権限というものを分けて、行政府はこの一般給与その他について、義務を履行して行かねばならぬのであります。この法の解釈として一般職の職員の給与に関する法律の第二十四条には「国会は、給与の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基づき、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。」と云つて、その次に「この目的のために、人事院は総理府統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に関する勧告を作成する。」となつています。その「給与に関する」といふのは、基本給についてもあるいはまた勤務地手当についても、これはいずれも給与でありますから、基本給については人事院の勧告なくしては政府は予算

を提出することはもちろんできない、しかし地域給については人事院の勧告がなくともできるという解釈はどうしても出て来ない、これは与党の自由党の委員諸君も十分とつて検討されたといふ、与党の委員諸君であるからといつて、政府の出した法律案や予算案をみるのみ、うのみにされたのでいけないうと思ふ。やはりわれ／＼はお互いに委員として大いに法的根拠を研究して間違つた運営をしてはならない、憲法におきましても政府も、国会も、この憲法や法律政令を遵守する義務があるといふことを明確にうたつてある、われわれはこうした間違つた法律の運用によつて、今回のこの給与といふものを行つてはたいへんであります。しかもその次の条文には「この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以上の懲戒又は三万円以上の罰金に処する。」とある。従つてどうしてもこうした間違つた給与をあなた方が制定するとするならば、政府の代表責任者である吉田総理はもちろん、小笠原大蔵大臣あるいはまた田中さんあたりも懲戒に行かなければならぬという結果になる。何のためにこの罰金がありますか。この法律といふものをいかにげんにやつてはいかないかという制裁規定が何のためにあります。休刑まで規定がある、たいへんですよ。どうしてもあなた方がこゝういふ間違つた法律を強行するとするならば、裁判所に提訴する意思を持つておられます。とにかく人事院が勧告したあの七月十八日の基本給のベラス・アップといふものを政府が率直にのまず、ごまかしの地域給を抱き合せ

て、わずか九・三%くらいの給与の引上げでごまかそうとすることに、こうした法の正當な解釈をしない重大なミステークを行おうとしてゐる。あなた方は罰則までも踏みこじつてゐる、懲役に行つてもかまわぬといふ考えを持つてゐるけれども、まさかそういう考えはないと思ふ。これはわれわれと云へられた法律を審議するにあつて、こうした重大な問題を解決せずしては、どうして審議することができないと思ふのですが、これに對して政府委員の明確な御答弁をお願いしたいと思ふ。

○田中政府委員 昨日のこの委員会におきましても申し上げた通り、政府といたしましては今回の措置をとりましために、ただいま森委員がお説み上げになりました各法規の各章等は十分検討をいたしまして、政府の今回の措置は憲法でないといふ信念を持つて、本改正案を提出いたしております。従いまして私どももいたしまして、ただいまの法規に違反することは絶対にないと思つてゐるのでございます。

○森委員の最後にお説み上げになりました罰則がございしますが、私自身そのような確信を持つて、今回の措置に及んでゐるわけでありまして、万一直なる権利をいたしまして私のとりました、あるいは政府のとりました行為が、これが憲法であるといふことになりましたならば、これは正當機關の判決に服するよりほかはないと思ひます。

を一々申し上げる時間がございますが、あなたは確信があると言ひますが、それならばこの第二十四条の末項に書いてある「この目的のために、人事院は、」給与に関する勧告を作成する。といふこの「給与」とは、どの給与を意味するのかあなたは御答へ願ひたい。

○田中政府委員 なお法制局から参つておりますので、この各条文の法的解釈等につきましては説明いたさせます。

○森(三)委員 これは田中さんは御確信がございから、あなたの御確信がございから、あなたのお説は必ずやあると思ふ。ここにあるどの給与が入つて、どの給与が入らないのだと、あなたのそういうお考えがなければならぬと思ふ。私たちは給与といふからには、基本給も地域給もみなこの中に入ると思ふ、そういう考え方を持つてゐるのですが、あなたはこれを区分して、これを考えることができるかどうか、あなた自身から御答へを願ひたい。

○川島委員 一應政府委員より説明を聞いて、また質問なさつたらどうですか。

○森(三)委員 きのうもあなたは出過ぎて、人事院の給与局長などひつぱり出してはいけなではないか。

○川島委員 政府がやりたひといふのだから、一應説明を聞いてはどうですか。

○野木政府委員 ただいまの御質問の点の一般職の職員の給与に関する法律の第二十四条における給与は、やはり解釈上はこの一般職の職員の給与に関する法律のこの給与といふことと同じ

であると思ひます。やはり基本給以外のものを含むのではないかと了承いたしました。

○森(三)委員 それでは政府の法制局の御見解は、この給与の中には基本給も、勤務地手当も包含される、こゝういふ御答弁であつたように思ふのですが、その通り間違ひございませんね。お答へ願ひます。

○野木政府委員 第二十四条の解釈はただいま私が申し上げた通り解してさしつかえないと思ひます。

○森(三)委員 それならばこれは田中さんもその横にあつてお聞きになつたから、頭の中にすつかりお入りになつたと思ふが、いよ／＼あなたは体刑に処せられなければならない。そのようにはつきり政府が言つてゐる。あなたはさつきいふ／＼研究したけれども間違ひないことを確信してゐる。喜んで刑に服するといふことを言つておつた。その御見解はいかがですか。田中さんにお答へ願ひたい。

○田中政府委員 ただいま政府委員から説明をされましたが、お聞きの通りでございます。そうして問題は、ただいまお説み上げになりました勧告の条文が、常に政府を拘束してゐるか、政府はしからばこれ以外にやれないのか、政府を拘束してゐるかどうかという点にかかるといふわけであります。そうして私どもは、それは政府を拘束してゐるものではない、このように解釈をいたしております。

○森(三)委員 われ／＼は勧告案が出まして、そうしてその勧告案を基礎としてこれを改正、訂正、変更すること、これは政府、国会に与えられた権能としてできますけれども、その基本



○田中政府委員　ただいまの森委員の御説明でございますが、そうして予算の例をお引きになりましたのお話でございますけれども、これは御承知の通

○森(三)委員　あなたは昨日私の質問に答えて、基本給については、人事院の勧告がなければ政府といえども、これに對するところの予算の編成等はできない、しかし地域給については人事院の勧告がなくてもできるのだという答弁をなさいました。これは速記録を見ればはつきりわかる。その点はどうですか。あなたは二通りにわけてきのう答弁をした。基本給については人事院の勧告なくしては予算を編成することができない、しかし地域給についてはできるのだという御答弁をなさいました。いかがですか。しかもきのうは

あなたは、だれかに教えられて、第二  
条の六号に、「勸務地手当の支給地域  
及び支給割合の適正な改訂につき、国  
会及び内閣に同時に勧告するため、常

話でございますけれども、昨日のその見解は、人事院の給与局長が答弁したはずだと思っております。私自身は実はそれほど詳しくはないのであります。そういう即答をただちにこの委員会ですとではないと思ひます。それで、同じことを繰返すことになるのであります。昨日人事院の給与局長が答弁いたしましたのは、ただいまお述べになりました給与法の第二条と國

家公務員法の二十八条、この關係を説明したと思います。それで二十八条によりまして、——この条文は長いのでありますから一々読むのは省略いたしますが、二十八条の条文によりまして、これは特に拘束していない。その中に、きのうの記憶を呼び起しまするならば、給与、勤務時間その他勤務條件に関する云々という文字が使つてある。それで私どもといたしましては、先ほど申しました第二条とこの二十八条、これらの關係を合せまして、決してこの法規に違反していないと解釈しているというわけであります。

○森(三)委員　あなたはきのう、基本給については人事院の勧告がなければ政府としても予算の編成はできないと、こういうことを言われたとはつき

○田中政府委員 給与局長さんです。  
給与局長が言われたと思います。

○森(三)委員 今、国家公務員法と一般職の職員の給与に関する法律の話が

ありましたが、国家公務員法は基本法であつて、その基本法に対して一般職の職員の給与に関する法律が特別法の關係に立つてゐるのであります。

〔委員長退席、田中（好）委員長代  
理着席〕

従つて、この特別法の關係に立つてい  
るところの一般職の職員の給与に關

する法律の二十四条というものが一番——今回の政府の提案されている法

律案の審議並びに基本給、地域給の引上げに関する予算上の措置について

は、二十四条が最も尊重されなければならない。二十四条の解釈論からすれば、

ば、先ほど法制局の方も言われたように、この給与という中には、もちろん

基本給も地域給も全部包含されており

勧告なくしてはなされない、かように

考へております。しかしここで幾ら水かけ論をしてもしょうがないから、ど

うしてもやるというならば、裁判所で堂々と対決する以外に方法はないと思

いますが、なお研究されて、また午後  
に所見をお伺いしたい。時間の関係も

ありますから、私の質問をこの辺で留保しておきまして、午後また再び相ま

みえることにしたいと思います。

○田中(好)委員長代理 大蔵大臣は、

一時十五分にここへ見える約束がしてあるのですが、それまで休憩したいと

思います。

午後一時三十四分開議

受田新吉君。

ます。文部省は昨年の教職員の給与については、高校、中、小学校を一本

前文相が就任されて以來  
案なるものが考慮せられ  
云でこれが法案として成  
ります。しかるところと

に伴つて、当然予想され  
同一学歴、同一勤務年数  
によりまして、高校と中、  
大事の交流その他に大き

この点について、この  
はさる機関の最高責任者  
にはいかような見解を持  
。ことに第一線の都道

二は、あげてこの法案の  
 三たのでありまして、現  
 四つては、この一般職の職  
 五する法律の改正がされて

た今日、各府県別に規定すこの教員の給与条例に改正する意図のないことについております。文部大臣

ては教育の運営をなさ  
して、この三本建実施  
者たちの上に、あるい  
は仕事を上に支障の

知であるか、あるいは山  
田滑に実施されつつあ  
る。これは実施されるの  
、もうそれを目前に控

の施行はきわめて円滑な

浸透したというふうにおぼしめされるか、この点をお尋ね申し上げたいのであります。

○大達國務大臣 いわゆる三本建法律の成立によりまして、それに必要な諸規則の制定その他につきましては、これはもちろん国立学校の問題でありまして、鋭意審議を進めまして、そうして今日その制定、公布を見ておるのであります。これによつて国立学校関係につきましては、十分円滑なる実施が行われるという事は当然に考えております。それからなお御承知の通り地方教職員につきましても、国立学校の教員の給与の種別並びに額を基準として定めるといふことに法律で定めておきます。従つてその基準を早く示して、来年の一月からの実施に支障のないようにいたしたいといふことで、特に規則の制定等については、取急いで進めて参つたのであります。そうしてこの規則の制定と同時に通達を出して、地方においてはこれを基準として、いわゆる地方公務員たる教職員の給与に措置をしてもらいたい、こういうことを申してやつたのであります。

私は、それ／＼の地方においてこの規定の趣旨に沿つて処置が進められておると考えております。ただ、ただいまお話がありました、この三本建の法律につきましては、いろ／＼論議のあつたことでありまして、これに対して反対の見解を抱いておられた向き、今日でも反対の意向を持つておられる向きが相当あると思ひます。私どもは、これははつきりしたことはわかりませんが、聞いておりますところでも、地方の府県教育委員会等の方面におきまして、あるいは府県庁の方面に

おきまして、この法律の趣旨と同じ基準で、地方公務員たる教職員の給与をきめるといふことに、相当難色を示しておられる向きがあるというふうには聞いております。しかしこれは本来、いくら自分の賛成のできない法律でありまして、法律として成立した以上は、やはり法律としてその法律の趣旨に沿つて実施が行われねばならぬことは当然でありますから、これらの地方におきましても、それ／＼必要な条例その他の処置によつて、この法律案が実施せられるものと考えております。またさういふ期待をしておる次第であります。

○農田委員 その御期待に反して、府県が条例の改正をしなかつた場合の態度、御所見についてお伺ひしておきます。

○大達國務大臣 地方公務員たる教職員の給与の種別並びに額については、國家公務員たる教職員のそれを基準としてきめるといふことは、御承知の通り教育公務員特例法の規定してあるところでありまして、でありますから私は地方当局が特別な特殊の事由なくして、ただその規定の趣旨は反対だとか、さういふことは困るというふうなことで、その規定の趣旨を無視するといふことは、私は実は考えておらぬのであります。しかしながら地方の公務員の給与について、文部省としてこれを強制することはできません。強制する力はありませんが、これは常識からいつても、また法律の建前から申しても、当然地方において多少何といひますか気が進まぬので遅れることはあるかもしれませんが、これは必ずさういふ趣旨で実施せられるものである、こ

ういふふう信じております。

○農田委員 文部大臣の御期待にかかわらず、さういふことがあり得るということもお考えになつていただきたいと思います。と同時に現に三本建によく似ている一般の給与の問題におきましても、府県におきましては東京都のごとく國家公務員よりはるかに高い基準で俸給を支給しておるところもあれば、國家公務員の基準に近づくと遅れておるところもある。各府県まち／＼の現状です。さういふところを見ても、第一線の団体においては政府の意図と相反する結果が起ると思つたのであります。御期待にかかわらずさうなことが起り得た場合に制裁規定はないけれど、何かの形で大臣が断固たる措置に出るといふような意図がもしおありであつたならば、それをお伺ひしておきたいのであります。

○大達國務大臣 これはお話になりませんでしたように、地方でそれが行ひ得ないといふことになりますれば、これを強制する道はあります。もしこれを強制するといふことになれば、これはいわゆる自治制度そのもの、つまり地方自治体の性格の問題でありますから、中央でこれを強制するといふことは、少くとも行政手段としては考えられない。さういふ思ひます。ただ出て出した法律なりあるいは財産措置をしたことについて、その意図が地方において全然顧みられないといふことであれば、これはひとりで教員の問題といふことでなしに、全般的に立法手段によつてさういふことのないことを期するとかいふことは、將來考えられるかもしれないませんが、これは全般の問題であつて、今ただちにそれをどうしようといふ

ことは、私は考えておりません。しかし少くとも行政手段としてはその道はないものである。これは地方でそれぞれその趣旨によつてやつていただくといふよりはかはらないのではないかと、これを何かの方法で中央の思ひ通りに調整して行く、たとえば平衡交付金におきましては中央において大体地方の事業といふものを考えて行く。そしてそれに対する必要な財源措置を講じておる。今御指摘になりました三本建の問題につきましても、あるいは期末手当の問題につきましても、一般の給与改善の問題につきましても、それらの事柄を平衡交付金制度において一応考えられて、それに対する財源措置が講ぜられておる。それがその地方その地方の特殊の事情によつて、その通り行けな

いといふことはあり得るのです。これを逆に中央で考える通りに地方はその通りやらなければならぬといふことになれば、自治団体といふものが中央の先機関になつてしまふ。その県の仕事をきめるのに、中央の意思通りに拘束されるということになれば、自治団体といふ性格がなくなつてしまふのでありますから、これはなか／＼簡単に行けない問題である。中央としてはその方針を指示し、その基準を指示し、予算財源の措置を講ずることによつて、地方が中央の希望する、また法律に規定してある通りになつてやつてもらうといふことを、期待する以外にはないと思ひます。

○農田委員 この法律の実施にあたつて支障が大きいといふことになれば、この法律の運用に妙を得ないといふ点がない限りは、この法律が国民に実施するのに不適當な法律であるといふ

ことになるわけですね。その場合に政府としてはこの法律の第一線への適用は、はなはだ不適當な結果になつておるので、ただちに改正の措置に出るよう、国会に意思表示をせられる用意があるかどうか、この点もお伺ひしておきます。

○大達國務大臣 ちよつとあるいは御趣旨を聞き違へたかもしれませんが、法律制度が適當であるか不適當であるか、これはそれ／＼人によつて意見が違ひます。少くともその適否といふものは、法律制度の内容を検討して適否の論議を立つべきであつて、地方がそれに従わなければならぬ、あるいは実施をえんじないから、もしくは特殊の考え方のもとに自分が反対した法律だから、さういふものは知らぬ、さういふようなことで従わなければならないといふので、その法律制度は不適當でござい

ます。さういふこと論議はできないので、法律制度の適否といふものは、その制度の持つ内容について論議せらるべきことである。守らぬからそれはいけない。それは私からいへばむしろ守らぬ方が悪いのであつて、守らぬ人間があるから法律制度の方が悪いのだ、さういふことはちよつと言えないのではないかとと思ひます。

○農田委員 それは内容が悪いから守らないのです。内容がよければ守る。従つて法律の内容を末端に、浸透させるのに、はなはだ不適當なものが、かりに国会で通つた場合にはこれをただちに改正すべきものであります。現にこの三本建実施のために、さしあたり公立学校におきましても、国立学校所屬の付属高等学校、中学校、小学校等の職員の間における人事交流において

も支障が起つておる。中学校の先生も高等学校の先生にちよつと兼務にして籍を置いておくようなかつこうで、俸給を高等学校の方で支払うというような措置をとつておる。盲聾学校におきまして、こういう特殊性のある学校では、この盲聾学校関係の特殊児童のために高等部、中学部、小学部の教員は、これはほんとうに性格からいっても、職務の内容からいっても一本にされなければならぬのであるから、これが別々になつておるのははなはだ困るのであつて、何とかこういう特殊なものについても高等部の教員として便宜を与えておるといふようなことは、昨日来初等中等教育局長及び人事課長からも答弁があつた。従つてその点について支障が幾分でもあるならば、その支障の起る部分の改正を国会に提出されるべきである。またこれを実施した上において、第一線の人々の大多数のものから、これはいけないといふような声があるならば、それは何か内容において無理があるのだから、その無理を改めるのにやぶさかであつてはならないと思ふのです。一たびきめた法律であるから、その内容が国会においてきまつた以上は、突にりつばなものであるからといつて、第一線に押売りすることは民主主義の立場にそむきます。従つて国民の代表の国会がきめたものの中で、その実施に支障があるならば、国家はさらにその実施機関の政府の改正案を審議する、あるいは国会においてこれを議員提出で審議するといふことがあり得るのであつて、一ぺんつくつた法律は、これは強制的に実施せなければならぬといふようなことは、これは大臣のお考えとし

てはなはだ間違つておられないかと思ふのです。その内容に対して検討を加えた結果、第一線の人々が、これは無理な法律だと認めた場合には、反対運動が起るのであつて、ためにする反対といふものはそれは局部的な結果になります。大勢がこれはいかぬといふような空気になるころでは、これは相対的な反対で、現に都道府県教育委員会は今目のお猛烈に、これに対して改正の意向をもつて臨んでおるような状況でありまして、そうした第一線の空気をとくと大臣は御承知いたしておるかどうか、一たびきめたものは強硬にこれを実施せしめるのだという断固たる指図をもつておやりにならうとするのか、その国民の声をゆたかに聞こうとする民主主義の文相であるならば、この点から大東亜戦争のときの指導者でいらつした立場とはかわつた意味で、今日は新しい考え方で行かなければならぬのですから、昔の式でやつていただいてはいへん迷惑するのです。いまやわれ／＼は民主的な文部大臣として御期待申し上げておることをよく御承知の上で、御答弁いただきたいのであります。

○大達國務大臣 私はいまだ法律だから、絶対にその趣旨をかえてはならぬといふことは考えておりません。しかしながら法律ができたのは、立法権を持つておられる国会の議決によつて、国会の意思によつて決定されたものでありまして、そうして私どもはそれを実施する義務を負つておるものであります。法律が制定されれば、とにかくその法律が不適当なりとて国会において改正されるまでは、その法律を法律の趣旨通りに忠実に実施する責任があるものであります。私は先ほど申し上げましたように、法律ができたから御腹に強引してどうこう、そういう力んだ気持は一つもありません。また力もうにも地方がそれをやつてくれなければ、はなはだ残念だけれども、できないのだといふことを申し上げておる。私は何も昭南市長のときのような気持で、何でもかでも人の意思を無視してやり抜くのだ、こういうことは毛頭ないのであります。私どもはただ法律が国会の意思によつて制定されれば、その法律に不適当のことがあつて、私ども見て実施の上で不適当だと思へば、あらためて国会に提案をして、国会の方で不適当だとお考えになれば、それを自分で改正せらるべきであります。要するに私どもは直接には実施の責任を持つておるのであります。それをこの法律は不適当なものとして実施を怠るというわけには参らないのであります。であるから決して私はこの法律を無二無三に私一存の考え方で横行して行くのだ、そういうことは絶対にありませんから、誤解のないようにしていただきます。

○岡田委員 その基本的な御信念に対しては共鳴します。しかるがゆゑにこの法律の中に部分的に不適当であるといふものが認められた場合、たとえば文部省の主眼部は現に特殊学校のうち盲聾学校の職員のごときは、高等部、中等部、小学部とわけることが、これは非常に混乱を来しておるという率直な御意見であり、法律の批判をする意味でなくして、実施上これはなか／＼困難な問題だといふ率直な意見を持つておられるのです。大臣の意図に反して、あなたの下僚の人々が批判をしておるのじやありません。実際の運営をする上において困る面が起りますという、率直な意見を表明したわけであり、これはあなたも部下の職員をおしかりになる筋合いではあります。従つてそういう意味からいつたら、盲聾学校のごとき特殊学校の職員は、高等部、中等部、小学部とわけることが困難であるから、一本の立場から高等学校の職員の類別俸給表を適用すべきであるといふような法律改正を、ただちにこれはなしにしようと思ふのです。そういうところは実施機関がわれ／＼のつくつた法律を忠実に実行する上に、非常に困るといふことになれば、これに対して改正案を出しになつて、それがこの夏できた法律であつてもけつこうです。ただちに改正案を出しになつて、われ／＼に訴えていただくべきではないか、そこを私は申し上げておるのです。

それが一つともう一つはこの法律の実施にあたりまして、三億六千万円の予算的措置がなされております。この三億六千万円は三本建実施のための予算として、また自治庁におきましても地方平衡交付金の配分計画を立ててなつております。ところがこの三億六千万円というものは、自治庁の計算によりまして、二億六千六百万円しかいらぬ、全国八万の高等学校教職員に対して二万一千三百七十一円の基準によつてこれを配分する場合でも、今申し上げたような九千四百万円の予算の剰余金が出て来るわけですから、従つて所要計費以外に一億に近い莫大なお金がか計上されるような予算の立て方を忠

突にうのみにされた文部省として、ひとつその実態をここに御説明いただきたい。大休予算といふものは所要計費が幾らいるというの、すべて数字の上に人員が幾ら、そしてその増補部分に幾らというはつきりした計数が出されて、それが予算に組まれるわけである、九千四百万円という一億に近い莫大な所要計費以外の部分が要求されることを、うのみになされた文部省の見解をお尋ね申し上げたいのであります。

○大達國務大臣 盲聾学校の問題であります。が、なるほど盲聾学校につきましては、この三本建法案ができれば、やはりその趣旨によつて適当な措置を講ずる方が適であるように私は思ひます。しかしそれは三本建法案の欠点といふことではなくて、別個に措置されるべき、従つてこの法律と別な今後の問題として処理されるべき問題だと私は思ひます。これについては私どもとしても十分研究をいたしたい、こう思つております。

それから予算のことですが、予算は私の記憶によりますと、これは特別国会において修正された結果、ただいま仰せになりました三億六千万円ですが、これが新たに増額計上された数字であります。その当時は三本建という制度はまだできていなかったものであります。できていなくて三本建の制度が将来この国会において、一月一日から施行されるという目途のもとに制定せられるであろう、もしくは制定してはいい、こういう想定のもとに計上された金額だと私は思ひます。これは議会からの修正の金額であります。それについて私どもが参画したわ

けでもなし、その数字を事前に討議したわけでもありませんが、しかしいづれにいたしましてもまだ制度ができていないうちに、制度のできることを想定してできた経費でありますから、従って私はどういふことが実現は知りませんが、ある程度腹だめの、つまりつかみの数字になる、これは当然であらうと私は思ふのです。それで実際に三本建法は、その後において前特別国会の最終のときに初めて成立した法律案であります。それに私どもとしましてはただいま申し上げる通りに、成立した法律を、忠実に実行するに、国会で成立したその法律案に基づいて、趣旨にきわめて忠実なものをつくつたつもりであります。その結果として何千万かの不要というものが本年度においては生ずる、こういう結果になつたのであります。これと反対に公立学校におきましては特別国会において修正された数字では足りないものであります。これはいづれの場合におきましても、いわゆる腹だめというか、ある程度つかみの数字であるといふことの証であると思ふのであります。制度はまだきまつておらぬのでありますから、そのままできいていない制度にびしやつと合うような予算は、なか／＼組めなかつたのじやないか、こういうふうに私は思ふのであります。これはやむを得ないで、そういう結果になつたと思ふのであります。

○豊田委員 制度ができる前に大づかみの小づかみでもどつちでもいいのですが、その三億六千万円という予算が、当時の与党である自由党と、それから野党である改進黨との野合によ

つて成立した、それで政府としては責任がないのだという今お言葉があつたのであります。ところがこれが政府の原案よりも修正されたものであつても、これをいよく実施するといふ立場になるならばこれはもう政府の責任であるはずであります。そのあなた方の御責任の立場に立つたところの三億六千万円は、今あなたがたおつたやつたように、これはそのときにいろいろ事情があつたと言ふ。すなわち現在の政界のやみ取引の露骨なる情勢を率直にお述べいただいたわけですが、政府としては回避することのできない、まことに暗い影がこの予算の中に入つていたといふ、そういう御理解があつたと私は判定します。ところがこの三億六千万円が実ははなはだ国会の意思とはかわつた方向に使われて

違つたこの金の使い方をなさつた政府の責任を、いかに御説明になりますか、御答弁いただきたいのであります。

○大達國務大臣 まず初めにお答えを申し上げておきますが、私は前国会の予算修正が、はなはだ政治的に暗い恥づべきものであつたなんといふことは毛頭思つておりませんから、もしそう私が思つていてとお考えであれば、この点はひとつ御訂正をいただきます。それから今の問題であります。予算が成立すれば予算の執行をすること、もちろん政府の責任であります。しかしながらその予算はいらない金まで使ふといふものでももちろんありません。予算は見積りでありまして、予算に剰余金の生ずることは私は当然であると思ひます。そしてわれ／＼がこの予算を執行する場合の標準になるものは、成立したいわゆる三本建法律案の實施、これに限定せらるべきであつて、それ以外にもし金を使へばこれは予算の濫費といふことになると思ひます。そこで私どもは三本建法律案について、その趣旨にきわめて忠実に規則をつつたつもりであります。そしてそれによつて地方において平衡交付金でそれを受取る地方が、それ／＼その趣旨において経費を支出していただきたいといふことを希望してゐることは、先ほど申し上げた通りであります。従つて私どもとしてはあの予算を直接使うのではありませぬが、あの予算を使うべき基準になるのは、国会で制定された三本建法律案に最も忠実に規則をつつたつもりであります。でありますからそれで予算が

残つたからといつて——それは予算の残らぬように、この際みな使つてしまふような規則のつくり方でもできません、できましようがしかしそれではむしろ国会の議決せられた予算の趣旨に反する。これは三本建法律案つまり三本建案に要する経費として計上せられたいものでありますから、その意図に忠実に沿う意味において、自然そこに剰余金を生ずるに至つた、それだけ金が残つて来た、こういう結果でありまして、それを金が残つた以上は、平衡交付金を取扱つておられる自治庁において、今回の平衡交付金を算出せられる場合に、それだけ金が残つておれば残つたように措置せられる、こういうことであると思ひます。ただその一億近く金が残つた、それがどういふふうに出置されるものか、これは自治庁の問題でありますから、私はそこまで知りませんし、また立ち入るべき限りでない。ただおそろくはそういうふうにされたといふことは当然のことと存じます。

○豊田委員 大臣は責任を回避して、自治庁にこれを移転されましたけれど、この三億六千万円の予算はあなた方の所管内の高校職員を中心とした給与改訂に持つて行かれた。それでこの法律を国会で制定し、この三億六千万円の予算をこれに計上いたしました。これは、国会の意思を尊重してとあなたが今おっしゃいましたが、国会の意思は当時のこの法案の提出者である自由党、改進黨の場において、当時の提案者よりはつきり速記録にも出てゐる通り、三本建案に對する予算が二億四千万と少し、そのほかの部分は待遇の階級は正にこれを振り流すといふ

ことが、はつきりと国会できまつております。この意思を無視して、当時の速記録を見ていただければわかるが、余つたから余つた分を適当に措置するのは、これは政府の責任であるといふような形では処理できないわけでありませぬ。当時の速記録を十分御研究いただきたい。国会の意思を当時予算委員会において、耳を傾けてお聞きになられたであらう大達文部大臣は、これを聞き捨てするわけにいかぬと思ふ。一億に近い金が国会の意思とはかわつた方向に流されてゐるといふことは、はなはだ解せない。とともに、一億に近い金が余るような予算を、これはどうか、これだけ余るじやないか、これは国会の意思が当時どうなつてゐるのか、もう一ぺん確かめようといふので、予算配分の際に、国会の意思が予算がこれだけ余るようになつたか、当時の提案者についてもよく確かめ、国会の意思を確かめてから配分されたならば、これは筋が通ると思ひますが、それとは全然立場をかねて、国会に全然相談されずにこれを自治庁を通じて流したといふことは、はなはだ解せないのです。ここを私はお尋ねしてゐる。

○大達國務大臣 予算を執行するのは政府の責任でありまして、執行について一々国会に意思を確かめるべき、つまり責任回避のようなことをすべきものではないと私は思ふ。国会の意思が何によつて現れてゐるかといへば、国会できめられた法律によつて国会の意思は明瞭なんでありませぬ。これだけの経費は使いたい、これを使う国会の意思はたして那邊にありや、こういうことで国会を召集するわけにいか

残つたからといつて——それは予算の残らぬように、この際みな使つてしまふような規則のつくり方でもできません、できましようがしかしそれではむしろ国会の議決せられた予算の趣旨に反する。これは三本建法律案つまり三本建案に要する経費として計上せられたいものでありますから、その意図に忠実に沿う意味において、自然そこに剰余金を生ずるに至つた、それだけ金が残つて来た、こういう結果でありまして、それを金が残つた以上は、平衡交付金を取扱つておられる自治庁において、今回の平衡交付金を算出せられる場合に、それだけ金が残つておれば残つたように措置せられる、こういうことであると思ひます。ただその一億近く金が残つた、それがどういふふうに出置されるものか、これは自治庁の問題でありますから、私はそこまで知りませんし、また立ち入るべき限りでない。ただおそろくはそういうふうにされたといふことは当然のことと存じます。

○豊田委員 大臣は責任を回避して、自治庁にこれを移転されましたけれど、この三億六千万円の予算はあなた方の所管内の高校職員を中心とした給与改訂に持つて行かれた。それでこの法律を国会で制定し、この三億六千万円の予算をこれに計上いたしました。これは、国会の意思を尊重してとあなたが今おっしゃいましたが、国会の意思は当時のこの法案の提出者である自由党、改進黨の場において、当時の提案者よりはつきり速記録にも出てゐる通り、三本建案に對する予算が二億四千万と少し、そのほかの部分は待遇の階級は正にこれを振り流すといふ

ことが、はつきりと国会できまつております。この意思を無視して、当時の速記録を見ていただければわかるが、余つたから余つた分を適当に措置するのは、これは政府の責任であるといふような形では処理できないわけでありませぬ。当時の速記録を十分御研究いただきたい。国会の意思を当時予算委員会において、耳を傾けてお聞きになられたであらう大達文部大臣は、これを聞き捨てするわけにいかぬと思ふ。一億に近い金が国会の意思とはかわつた方向に流されてゐるといふことは、はなはだ解せない。とともに、一億に近い金が余るような予算を、これはどうか、これだけ余るじやないか、これは国会の意思が当時どうなつてゐるのか、もう一ぺん確かめようといふので、予算配分の際に、国会の意思が予算がこれだけ余るようになつたか、当時の提案者についてもよく確かめ、国会の意思を確かめてから配分されたならば、これは筋が通ると思ひますが、それとは全然立場をかねて、国会に全然相談されずにこれを自治庁を通じて流したといふことは、はなはだ解せないのです。ここを私はお尋ねしてゐる。

いと私は思ふのであります。国会の意思は国会が議決した法律によつて明らかである。私は国会で定められたいゆる三本建法律というものに基いて、それを地方にこういうふうに使つてもらいたいということ、これを地方に流したばかりのことであり、これを国会の意思を附けようとはどういうのでありますか、私はちよつと解しかねるのであります。

○受田委員 国会の意思は当時予算委員会においても、またこの委員会においてもはつきり示されたごとく、人事委員会の当時の提案者の御説明を待つまでもなく、三本建実施に対する予算のほかに、一億の金は陥没是正に当てはめるものであるという、はつきりした答弁がされて、それによつて多数をもつてこれが可決したものであります。これは当時の速記録を見ていただければはつきりわかる。国会の意思は速記録によつて読み取ることができるのであつて、その国会が三億六千万円の予算を計上して三本建実施をしたときに、これだけの一億に近い金があるが、これはどこで使うべきものであるかという意思を確かめる必要は、私は確かにあると思う。それをもつて国会の意思を尊重するということについてはやぶさかではないとお言葉であり、国会の意思は三本建だけであるというふうな御答弁が今あつたのであります。国会の意思は当時そういう含みを持たせておることについて、この法案が通過していることを、大臣としては御承知にならなければなりません。

○大達國務大臣 陥没是正ということ言われますが、国会で定められたものは三本建法律であり、三本建は正に閣する法律は成立してないのであります。法律のないものを執行する余地はないのであります。

○受田委員 この陥没是正については人事院の細則によつても、初任給の規定を定めることによつてこれができるであつて、その含みは実施機関である人事院としても、政府が相談をして、そうして国会の意思と相反するような結果にならないかを十分検討した上で、この予算を配分すべきである。それを全然相談せず、かつてに自治庁が地方平衡交付金の中で、高校のベイス・アップとしてこれを流したということは、はなはだ独断専行である。私は断定せざるを得ないのであります。この点については人事院の立場と政府の立場と両方から、御答弁いただきたいと思ひます。

○瀧本政府委員 お答え申し上げます。人事院といつたしましては、いわゆる三本建法律案というものが通りましたので、これに国会の御意向も織り込みまして、所要の人事院規則の改正並びに細則の改正をいたしたまでのことであります。

○受田委員 この問題ははなはだ不可解しくなつたものであります。これは大蔵大臣もおられるので、予算の措置をなされる最高責任者として、あわせて御答弁いただきたいのであります。去る八月の国会で、政府原案に対する修正案として、改進黨と自由黨のもとにやみ取りで通過いたしました予算の修正の中に、三億六千万円の三本建実施に要する経費というものが計上されております。ところがこれは大まかな数字であつて、それに対してま

だ法律ができないから、これをうのみにしたのであるという文部大臣の御答弁であつたのですが、その後法律が公布せられて、来年の一月から高校の職員に今度つくところの三本建の法律の制定を見たわけであり、しかもるところこの高校の職員の優遇を考へる三本建実施に要する予算は、全国八万の教職員に対してわずかに二億六千万六百万円であり、一億に近い金があるのです。この余つた金は、政府が三本建の実施に思案な方へこれを振り向けたという立場から、これを自治庁を通じて高校のベイス・アップに流した。三本建の実施に使う金が高校のベイス・アップに九千四百万円を流すというのはどこから出たことであるか。また三本建を忠実に実施をして、給与の余つた分は高校だけのベイス・アップに振り向けてよいかどうか、この点の予算を配分する責任者である大蔵大臣として、法律の精神と離れたような方向に九千四百万円流されていることに對して、いかに考へてあります。

○川島委員長 受田君と石山君に申し上げます。大蔵大臣はただいま予算委員会でお答弁中のところ、予算委員長と相談してこちらへ来てもらひましたので、実は時間がないのであります。そこで石山君の御質問に対する答弁が残つておりますが、御質問の趣意は政府委員から大蔵大臣に通知したと思ひますから、一應石山君に対する答弁と受田君に対する答弁を一掃に、大蔵大臣から聞くことにいたしますから、さよう御了承願ひます。

○小笠原國務大臣 ただいま受田委員よりお話の残りの九千四百万円の問題であり、これは今回の給与改訂の財源の一部に充てておる次第であります。あとこまかいことは、実は自治庁とか文部省の方からお聞きを願ひたいと存じます。

それから先のお尋ねの件、国家公務員給与の改善の問題でございますが、これは本年度及び明年度を通じて、財政全体の規模とにらみ合せて、財源の許す最大限において、人事院の勧告を尊重する、かような方針で改善措置を決定したものでござい、今回の補正予算にその所要額を計上したことは、お手元へ差上げてあります。本年度におきましては、すでに当初予算におきまして、相当大福な事務費等の節約を行つたのであります。さらに先ごろ御協賛を得ました第一次の補正予算に際しまして、災害対策関係経費の財源に充てますために、公共事業費等の節約を強行しました額が百六十六億円で、そのときの財源を捻出したことも御承知の通りであります。さらに今回の補正にあたりまして、給与改善等の財源に充てたため、既定経費を節減することいたしましたので、これから三十二億円を捻出したのであります。その他恒常的な歳入につきましては、これを最大限に計上することとして、給与改善に伴ひますはね返りを含めて、租税の自然増収が百三十三億円、専売益金の増加七十億円及び雑収入等の増加七十億円、合計二百七十三億円を計上して、それを今申し述べました節約不要による三十二億円と合せ、総計三百五億円の実は財源をつくり出した次第でございます。このうちには義務教育費国庫負担の富裕団

体に対する打ち切り措置なども含まれておるのであります。あるいはまた米穀対日援助物資の処理特別会計、この剰余金の繰入れ、これも十三億三千万円であり、そういう措置を請じておる次第でございますところ、一方歳出の面におきましては、御承知のごとくに食糧会計繰入れの五十六億円、義務教育費の国庫負担分の増二十五億円あるいは租税払いもどし金分の三十億円とか、真にやむを得ないもののみを計上しまして、その他の財源はあげて給与改善に使つた、これが実情であることは予算書でござんとの通りでございます。従ひまして実はこれ以上の財源を求めますことは、現在のところ不可能なのであります。このことをよく御承願ひたいと思ひます。

それでは来年度の見通しはどうかといひますと、当然増加を予想されます経費の確定的なものは、恩給費が二百二十億円ほど本年度より増加いたします。また連合会等の財産補償費なども百億圓くらいございましょう。外航船の利子の補給も、造船の増加に伴ひまして、本年は五十億圓くらいふえるかと存じております。そのほか金額としては設けにくいのですが、防衛費も若干ふえるということになりましょうし、賠償費もいくらかは計上しなければならぬという実情にございまして、災害復旧費が三、五、二という割合で、本年が一番ふえるということになつております。そのものと泊山治水ということも、この間内閣で特別委員会をつくりましたので、これに対する増加も見込まねばならないと思ひます。そんなぐあい、それでは今度の給与改善でどうなるかと申しますと、



これは義務教育費国庫負担分だけで、ちようど年間を通じて四百四十億円に達する見込みでございませう。けれどもちようど所得税のはね返りがありまして、ほかのものをいろうと見込みますと、結局ただけが純粋に増加するかと、大体二百億円と見込まれております。従いまして一体増加総額はどのくらいかという、来年は、一昨日予算委員会でも申ししたのでありますが、大体増加見込み総額だけで一千億円以上に達するという実情でございませう。一方歳入面におきましては、租税、専売益金等の自然増収を相見込むといひましたけれども、一方歳税に對して例の税制調査会等から強い要請もありまして、政府の原案以上の給与改訂を行いますことは、財源の面からしても実は不可能なわけであります。私どもは率直に申し上げまして、なし得る最善を給与についてはなした。これが私のほんとうの考え方をここで申し上げる次第でございませう。どうぞ御了承を願ひたいと思ひます。

○石山委員 小笠原さんを長くお引きとめすることはいいまいと言われているので、簡単に申し上げます。前の国庫は数億国庫であつたのですが、今回は政府の手足となつて働く多数公務員の給与に關する国会と申しても過言でないと思ひます。特に今回の国会は年末を控えて、来年度の予算を蔵相はすでに頭の中に組み立てておられるはずなんです。そうしますと、たとい与えらるにしても、抑えるにしても、こういう結果であるということを詳細に説明するにいい機会であるのが今回の国会であると思ひます。しかるに吉田内閣は、特に首相なんかは本で鼻をかむといふ

ような、まことにそつかしい演説をしてゐるが、それがだん／＼大臣諸君にも累を及ぼして来たのか——小笠原さんは非常に熱意のある親切なる演説をたび／＼してくるので、今回も私相當のものをやつてくれるだろうと思ひ忙しい中をこの狭いところへわざわざ来ていただくなどという事は望んでいませんでした。国会の施政演説を望々と二時間くらいもやつて、國際情勢から國內情勢を述べて、日本は特需を失う場合に、自立経済のためにこう／＼であらねばならないというよ

うな確信のある御説明をなされれば、私たちもあるいは納得したかもしれぬ。しかしそれをわずか二十分にも満たない早々の草稿を讀んで、それで最善を尽したなどと言われても、私は納得できない。今の御説明によりまして、なるほど数字のみを讀み上げれば、あるいはそういう印象を受けるかもしれぬけれども、それで小笠原さん個人あるいは吉田内閣の持つ一つの財政経済に對する信念というものは、とても現われていない。日本の経済の行く手はここにある、こういうふうに行かなければならぬのだから、この辺でがまんしろとか、たとえばこれだけの要望に應ずれば、これ／＼これだけの最大限の努力をしてもらわなければならぬという、ここに人間的な一つの國家を動かす信念というものが生まれ

て来るし、それは聞く者にも伝はると思ひます。それをあなたがなさつていただかなかつたことによつて、あなたは予算委員会において忙しい中を、ここへ来てもらつてゐる。しかし私はこの場合小笠原さん御苦勞さんなどは申し

上げられない。私はやはりここにおいてもらつて、もつとお話をしたいのですけれども、国会の一つの機構から見ると、予算委員会に主力を置かれるというので、あなたが責任を持つてあなたの氣持をよく伝え得る人を代理にここに置いて行つていただけるならば、私はあなたを一応お歸し申し上げてもよろしい。

○小笠原國務大臣 實は私の心持は私だけが持つておると思ひます。私は公務員の給与とか、あるいは職定等についても、國の財政事情が許せば、許すことはして行きたい。これは私よく申したと云へますが、一万円金を出してくれと言つても、ふところがないと云へば、三千万円しか都合がつかぬときに、それじや三千万円だからやめるかといへば、私はこれだけあるから出す。これが私の流儀だといふことは、たび／＼申し上げております。この心持はほかの人が持つておるかどうかわかりません。けれども、数字的に日本の財政的の問題でありまして、主計局の次長を殘しておきますから、これはなるほど日本の財政から見ればよいこととて、御得心の行くように説明をいたすことと存じます。

○愛田委員 小笠原さんは連日御多忙で痛み入りますが、この委員会はあなたの所管の一番大事な委員会です。給与に關する一番大事な委員会ですから、しば／＼お顔をお見せくださることを要望しておきます。今御説明をお聞きして／＼感ずるのですが、今度の給与の改訂にいたしまして、一万五千四百八十円という人事院勧告の数字をそのままおとりになつて、いかにも多額のベース・アップをしたよう

な印象を大衆に与えておるが、事實は地域給その他が含まれてありますから、それにいふんの減額をされなければならぬといふことを考へる。また租税の自然増などによつて、ことに公務員のベース・アップに伴う増収によつて、五十億をこれに計上してゐるということになる、八十億ばかりのベース・アップに對して五十億の計上をしてゐるということになると、ごくわずかしかり取りはないわけですが、そういうように数字の上で、いかにも優遇をしたように見せかけ、實質は今申されたように三千万くらいしかないよ

うな、まことにわずかなそのふところでお正月を迎えるという結果になつて来るので、数字の上ではあまり上つたことになつておらぬのですから、地域給その他を別にして、ほんとうに實質的に上つた数字だけを法律にお示しになつて、これを國民大衆に知つていただかなければならぬのです。あまりにも公務員がベース・アップして多額の収入を得るやうに國民大衆に印象づけ、事實はまことにすずめの涙ほどしか上つてないといふ、この実情を見るときに、政府の態度はどうも数字の上の遊戯にかられてゐるおそれが多分にあると思ひます。この点についても今後十分御反省をしていただいて、實手取りを中心の給与改訂をお考へいただかなければならぬと思ひます。これが一つと、もう一つ、あなたの御所管の一般職の職員に關する法律、特別職の職員に關する法律、あるいはちよつと所管が違つても、裁判官の報酬等に関する法律、檢察官の報酬等に関する法律、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する

法律、南方連絡事務局設置法に基く給与に關する法律、保安庁職員給与法等すべて給与に關する法律の中には、一般職と在外公館に勤務する外務公務員だけに關則がついておまして、これに違反して支払ひした者は、一年以下の懲役もしくは三万円以下の罰金とか、こういう規定があるのです。ところがあの法律には全然そういう罰則がないといふことを考へてみますと、給与に關する法律は体系が非常に乱れてゐるということですが、この点について大蔵大臣として、給与關係の諸法律についてはすみやかに罰則を整理して——これは國家公務員法にちやんと罰則があるのですから、それを適用すればあとは済むのですから、一般職の職員に關する法律の二十五条を一つとて、あとは全部國家公務員の方に持つて行くとか、國家公務員に該當しないものについては、總括的な罰則をつくるとかして、給与に關する法律關係のものをすべて整理統合されて、統一ある給与体系を打立て、給与に關する法律をおつくりになることをお願いするのです。これは去年の末にも申し上げて、早急にやるといつて、まだやつておりませんから、給与体系の俸給額あるいは罰則等に関する各省の統一ある措置をとる。ことに保安庁の職員はまだ日給です。日給の職員があるなどといふことは、はなはだおかしいことです。これらは全部月給に切りかえるやうな、基本的な給与關係の法律を統一強化されるところの御方針があるかどうか、これをお伺ひして質問を終ります。

○小笠原國務大臣 最初に少し誤解が

基本的には法律がまずできて、そしてその法律に伴う予算が幾らいるかというので予算を組むという形が、私は筋が通ると思う。この三億六千万円に対する今度の予算の編成に対しては、はなはだ不可解なところがある、まことに不都合な予算の編成の仕方であるということを、率直にお誠めになるかどうかを確かめておきたいと思います。

○大達国務大臣 この修正に関する閣議報告がありました場合には、三本建を突施するということを想定して、そしてそれに必要な経費として、三億六千万円を平衡交付金のうちに増額し

た。その前に、申し上げるように、三本建というものはまだできていなかったのであります。制度がまだできないうちに予算を組むのはおかしいじやないか、まず制度ができて、しかる後に所要の経費を計上すべきではないかというような意味のお話がありました。が、予算はそういうものではないと私は思います。制度ができて、制度の実施に必要な経費が予算に計上せられる場合もあるし、たとえば二十九年度においては、新規にこういうことをしたい、新規にこういう法律案を出し

て、こういう経費をもつて仕事をしたいという場合には、制度に先行して予算がきめられるということは当然でありまして、制度がきまらなければ予算を計上すべきではない、こういうりくつは私は成立たぬと思います。

○愛田委員　もう一つ、これまで見解の相違になりますけれども、大臣は三本建の予算として三億六千万円を閣議で了承したという今御答弁がありました。ところが三本建で三億六千万円を

御子承になつたならば、この三億六千万円はいかなる計數によつて出された數字であるかを、すぐに事務当局に命じてこれを研究させなければならぬ。

す。その法律の内容というものがわからないのでありますから、そこで足るとも足らぬとも、その時分にはわからぬのであります。

と云ふがそれを全然しないので、三億六千万円は三本建だと、ついうのみされるような、そんなずさんな大臣では、私は大臣としては責任を果されていないと思ひます。私はやはり、三本建として三億六千万円が出た、それがどういふ実態であるかということを、法律が出るまで二十日も余裕があるのだから、その余裕のある間に、実はせつかく国会で通してもらつた三億六千万円

○慶田襲撃　これはまことに国会のみ  
に責任をかけて、自由党の諸君と改進黨の諸君をなめたような御発言であります。文部大臣としては三億六千万円ほどの基準に基くのか、どれとどれの線に行けば三億六千万円になるかというような国会の審議の資料になるくらい用意はされているように思う。十億かかるか、二十億かかるかわからぬというようなことは、はなはだ不謹慎

を、政府が破棄して、どういふふうになつておるが、いかがですかというく  
らいの努力は、文部省としてされなけ  
ればならなかつたと思うのですが、つ  
い国会がきめた予算を了承したあとか  
ら、法律が出たからそれをやる。そう  
いふような実行機関ではなはだたよ  
りなくて、事務的に最も端能な人々が  
そろつておる文部省としては、まこと  
に怠慢だと思ふ。この点について大臣

等学校へ十億もかけるようになったらたいへんなことで、大学の教授よりもずつと上る。そういうことはあり得ないので、三億六千万円の範圍内であれば、どのくらいのものかという現実に即した案を、文部省としても御研究をされてしかるべきであつた。その点において国会が法律をつくつた結果が一億も余るといふのは、国会の何か

は、三億六千万円を国会が通した當時の事情からいって、努力を欠いておつたという、そういう反省をしておるところはないか、ただ国会のみに責任を負わしておるというような点はないか、この点御反省の度合いをお聞きしたいと申うのであります。

○大連国務大臣　三本建法案というのは、これは申し上げるまでもないことだけれども、その法律のきめ方によ

別に意思があるのじやないかと特に御研究していただいで、国会はそのときにはつきり予算委員会で提案者であられる人々がこも／＼立つて、残された一億の部分は、不均衡是正にこれを充当するものであると、野党のわれ／＼の質問にお答えになつておるのです。首をおひねりになるが、ちゃんとそれはそういうふうになつておる。国会の意思ははつきりと速記録に示されてお

つて二億五千万円でも済むであらうし、三億六千万円でも足らぬであらうし、十億円もかかるかもしれない。号俵のきめ方で、つまり法律の内容いかんによつて経費はきまるのでありま

る。これは本会議の討論の際にも、委員長の報告の中にも、ちゃんとそれが出されておるのです。これも速記録を、ごらんになればわかる。国会の委員長報告及び国会における質疑応答の内容

といふようなものを、患災にいかなる  
経過で、この法案が通つたということ  
をしさいに検討した上で、文部省はこ  
の法律の実施をさるべきではないでし

ようか。つい形の上に現われた法律だけの計数的な実施ということば、文部省としては国会の意思を尊重したものであるといえませんか。国会のほんとうの意思は、この委員会の速記録、本会議の速記録、予算委員会の速記録等をよく検討されて、そうしてこの意趣に沿うように実施されるのが私は筋が通ると思う。この点をいかがお考えになりますか。

○大達國務大臣 同じようなお答えになると思いますが、私としては三本建の法律というものが、その後になつてはつきり具体的にきまつたのでありますから、そうしてその実施の責任を負う私どもとして、その法律の趣旨にできるだけ忠実に、それに伴うところの規則をつくつたのであります。その結果約一億円というものが、公立学校職員の場合において残つた勘定であります。

す。それから国立学校の場合におきましては、当時国会において予定されて、これで足りるであろうということであろうと思いますが、予定された総費では足りないのです、約三倍近くの金がある結果になったのであります。これは当時一億円の金が残るということとで予定されておつたとは、私は承知しておりますので、なおこの点は調べたいと思います。(受田)

委員「調べることは調べる」と呼ぶ。調べなければ——今お話のように、当時三本建以外にこの金は一億円残る、その一億円残るのはこうだ、といううような議論があつたという記憶。

は、実は私は持つておりませんので、  
なおよく調べたいと思います。

○愛田委員 文部大臣、あなたはこの  
当時の実情をよく御研究になつていな

いので、さつきから率直な御意見をは  
かれ過ぎておるのですが、この国会の  
意趣はさうになつておるのです。そ  
れに伴うて自治庁が今度余つた部分  
地方に流されるのに、高校だけのベ  
ス・アップにまわされるということに  
されておる。そういうところがまこと  
にずさんといいますが、予算の配分  
などがいいかげんに行われておるとい  
うような印象もなされてしかなない

のですが、少くとも大事な国民の血税を、われ／＼が国会の立場に基いてこれを取上げ、それを配分する際に国会の意思によつて配分すべきであるという、予算配分の責任者である文部大臣としては、あらゆる角度の研究をしていただかなければならぬ。あなたの前の文部大臣の岡野さんは、去年は給与三本建の法律を政府が出すと言われておつた。政府が出すという用意をされ

ておつたのですから、文部省として案があつたはずですよ。それを国会が途中から横取りしたので、あなたの方ほど、れくらしいになるかわからぬ、五億になるか、十億になるかわからぬ、というようなことでなくて、文部省でもちゃんと腹案があつた。その腹案を自由黨にお譲りになつたという印象は、國民がすべてこれを了承しておる。だからその意味からも政府と与党の内部に

は、はつきりとした意思の相通ずるものがあつたことは否定できません。従つて国会が何をしたか知らぬというような考え方は、国会の權威を失墜するものはなほだしいものであると思う。少

くとも当時の委員会の速記録を十分御研究いただき、三億六千万円の予算の配分についても再検討をしていただくと、こういうことをお願いしたいと思

います。あなたにこれ以上お尋ね申し上げることを遠慮しますが、どうか民主的な文部大臣としてあなたの御努力を一層お願い申し上げます、この法案に対する新しい角度からの御検討、さらに実施上についての計画的な成果を上げられることを、希望して私の質問を終ります。

○川島委員長 受田君に申し上げますが、自治庁の政府委員が参りましたの

で、昨日の御質問を続行願います。

○櫻井委員　ちよつと関連して、文部大臣に質問いたします。受田君のただでいまの質問に関連しまして、文部大臣に御質疑を申し上げます。実はこれは本人事委員会というよりも、あるいは文部委員会において討論すべきことかもしれないけれども、私どもはやはり地方公務員あるいは国家公務員の中に入つておられる教職員の給与を審議

する人として、文相にその所信をた  
だしたいと思うのでございますが、こ  
の給与の三本建の法律の制定に關しま  
して、ただいま全国的に非常な混乱が  
起きておるといふことは、受田君から  
十分説明があつたと思うのであります  
が、この混乱の原因はこの法律に反対  
したために、その反対した者がいたず  
らに反対しておる、こういうような御  
意見が文部大臣からあつたと思うので

ありますが、文部大臣は現在の日本の教育界に起きておりますところのこのような混乱を、ただそれに反対した者が現在もまだ反対しておるのだ、こういうふうにつかんでおられるのです

か、その点をひとつお伺いいたしま

す。  
○大達國務大臣 私はい現在地方で非常な混乱が起つておるといふふうには聞いておりませんが、しかしこれに反対した人がそういう混乱をさせておるといふふうに申したようには思わぬのであります。私はそれは思わないので、これはなるほど当時反対の意見はありました。これは国会においてもありませんでした。それから国会の外の関係方面においてもあつた、これはよく承知しておりますが、今日まだ基準が示されてから、きわめて日が浅いのでありまして、それ／＼の地方、あるいは県会の議決を解るとか、それ／＼の手続をしてこれはその条例なりその他の方法で、措置が講ぜられるものと承知しておりますのでありまして、実は非常に大きな混乱が今起つておるといふふうには、私はこれはあるいはうかつであるかもしれませんが、さうには承知しておらないのであります。ただ財源の関係もあるものでありますから、必ずしも反対したからというのでなしに、あるいは県会の方に難色がある。現に私も、東京都の財務局長ですが、その方へひとつ早くこしらえるように私からも口をきいてくれぬかというやうなことを実は頼まれて、そのまゝになつておりますが、そういうわけで、必ずしもその当時反対した人が反対しているのだといふふうには思つてないのです。それ／＼の地方に／＼の事情があつて、これは財政措置ですから、地方としてもなか／＼財政的にやりにくいといふこともあろうかと思ひますので、そういう意味で／＼事がはかどつておらぬ。出したものがすぐ待

つておりましたといふふうには、受取つて／＼／＼行くといふ状態ではもちろんありません。ありませんが、必ずしもそれが通つたからといふことでやつていゝとも、私実は思つておらぬので、もし私が先ほど申し上げた言葉のうち、さうに聞き取れるところがありませんならば、それは私の真意でありませんから、さう御了承を得ておきます。

○櫻井委員 今の文部大臣の御答弁で、私は了承いたしました。先ほどの大臣の答弁の中には、自分たちが法律に反対したために、その法律が通つてもなお反対のための反対がある、というところは非常におもしろくないといふやうなお答弁をはつきりされた。これは記録をざらんにするとあると思ひます。私はこれは容易ならぬ言葉であると思つて、私自身も記録したわけでございます。そのやうな趣旨でなかつたといふことは、ただいまの答弁ではつきりいたしました。現在起きております混乱——と申しては少し大げさかと思ひますが、この法律がなか／＼スムーズに行かない。その一半は、大臣の御答弁にもありましたやうに、財政的措置といふやうなこともありましよう。なおかつそれ以外に、私はやはりこの三本建の給与法自身の中に、将来の日本の教育に対する非常なる不安、混乱といふものが、多分に内蔵されていゝと思ひます。それはやはり都道府県の教育委員会が一致して、これには賛成をいたしておりません。なお小学校長会、中学校長会が反対してゐるといふことは、文相もよく御存じの通りであらうと思ひますのであります。特に先ほど受田君から話がありま

した特殊学校の中の混乱及び中学校、高等学校間の人事交流における混乱、このやうなものは現在には出ていないでありますが、しかしこれは来春の新学期を迎えての人事交流といふときに、当然非常な混乱がここに生じて来る、さういふふうには考へるのであります。特にこの法律の成立したした場合にも、私はその点を強調いたしたわけでございますが、あの新しい中学校の制度ができて、旧制中学校——今の高等学校ですが、そこにおられた優秀な教員諸君は、この新学制のために挺身して、進んで新しい六・三・三制の中学校に勤務し、しかも長い間かつつて今の日本の新学制の中学校の部を建設して来ておられる。さういふ人たちは、あらゆる条件において、資格において、高等学校の先生と何ら遜ぶところがない。さういふ人たちの上に、やはりこの法律は非常な不利益を来している。これは一つの例にすぎませんけれども、これはやはり日本の文部行政の上において、今後大きな問題を投げかけて行くものであると思ひます。ただいまの受田君の質問に対する大臣の答弁を拝聴いたしておりますと、この法律は国会が国会の意思によつてつくつたのであつて、文部省はその国会の意思によつてできたところの法律を忠実に実践するだけである、もし矛盾なり不合理があつたら、国会がこれを国会の意思でかえるよりほかにないのだ、さういふ御答弁でございますが、これは私は日本の文教の担当者として、はなはだ見識がない答弁じやないかと思ひます。これは実施してみても、そのやうな矛盾なり、日本の教育界全体に混乱が生じるというやう

な事態が生じましたら、あなたは日本の文教政策の最高峰におられる責任者として、謙虚な気持ちで、やはりこのやうな矛盾した法律といふやうなものについて、文部省自身の考へをはつきり出して、そのやうな不備を改正するといふやうな意図があつて、しかるべきだと思ひますのであります。この点に対する文部大臣の見解を承りたい。

○大達國務大臣 この三本建の法律におきまして、その基本的な考へ方として、学校の職域差を認めたいといふ点、これはもちろん論議があつてしかるべきであり、これがいわゆる賛否のわかれるところであると思ひます。そこで私が先ほど申しましたのは、とにかく法律として制定したのだから、これととにかく実施しなければならぬ。それに必要な措置——規則をつくるとか細則をつくるとか、さういふ点の措置はどうしても講じなければならぬ。そこでまだこれはこれから実施しようといふものでありますから、実施した上で、これがはたして結果において、内容的にもよろしくないのだといふ考へ方に到達すれば、私どもあらためて改正の法律案を国会に提案をして御審議を願うであらうし、また国会自身が不適当とお考へになれば、これを改正する手続をおとりになるであらうと思ひまして、これは連記録を調べていただければ、はつきりさう出てゐるはずであります。

○櫻井委員 文部大臣の明確なる御所信をお聞きいたしました。私は安心をいたしました。とかく大達文政に對しての巷間の批判を聞くわけでございますが、あなたは日教組といふものを対

象にして、これをのみと言つては語弊がございますけれども、何と申しますか、これを目のかたきにして文政を立てておられるといふやうな批判があるのです。どうかさういふことは大きな一國の文教政策をつかさどる責任者としていたしまして、そのやうなことは、もちろん万々あるまいと私は思ひます。さういふことは日本の教育推進といふ面から、この法律に矛盾、不合理があるとするならば、これを改めるにやぶさかでないといふ態度を、文部大臣がとられることを切に希望いたします。御要望を申し上げる次第であります。

○川島委員長 岡良一君。  
○岡委員 実は私は小笠原大蔵大臣にお尋ねいたしましたのであります。が、またそれと関連して自治庁の鈴木さんにもお伺ひしたいと思ひます。小笠原大蔵大臣が予算委員会の都合上退出をいたされたことは、私はまことに残念に思つておるのであります。が、この機会に委員長にお願ひをいたしておきたいと思ひます。委員長にお願いしておきたいのは、御存じのやうに今度の国会は何と申ししても、やはり給与改善等の予算が中心となつてゐるのであつて、われ／＼はこの法律を審議する以上、特に雇大な予算を伴う法律の執行についても、その責任者である大蔵大臣の、いゝ／＼とわれわれの納得の行く御答弁なり説明がない限りにおいては、われ／＼もこの法律を責任を持つて審議することができないといふのが筋道であらうと思ひます。さういふわけでどうかこの法律の審議に際しては、ぜひとも大蔵大臣が、少くとも一日ぐらいはこの

委員会に出席をされて、十分に政府の意のあるところ特にこの法律の執行にかかる具体的な数字の問題の責任については、われわれの納得の行く説明なり、答弁があつてしかるべきだと思つても、私もとてはせむとも大蔵大臣にあらためて出席をしていただいで、われわれの意のあるところを十分に説明をし、われわれの了承を得るまでの努力を、政府としては払つていただきたい。それはたとえ給与改訂の問題は、今法律案として出ておりますが、来年の一月になれば米価が値上りになり、電力料金が値上げになり、あるいは運賃の中でも通勤バスが値上げになるというようなことになれば、これはただちに給与改訂そのものの実行に関する重大な事態が起るうとしておるのであつて、こういう問題、政策との関連において、私もはこの法律案の審議をするというのが、委員の職責上からも当然のことであろうと思つて、ぜひともひとつ委員長の方においては、こうした問題の執行にかかわる国の経済政策なり、国の財政政策なりに関連しての責任ある大蔵大臣の出席を求めて、なお一度あらためてこの法律案を大蔵大臣とわれわれ委員会とが、十分に審議し得るような機会をつくつていただくことをお願いをしたいと思つておられます。それで実は大蔵大臣に対する質問と関連をして、自治庁の鈴木さんをお願いしたいと思つておつたのでありますが、そういうことで根本の大事な大蔵大臣が退出をされましたので、私のお尋ねする向きもきわめて小籠閑な、事務的なものであります。が、一点だけお伺いをいたしておきたいと思つておられます。

それは一昨日もお伺いをいたしました点であります。一昨日の御説明によれば、この給与改訂に伴うところの地方の財政需要は大体百五十億程度である。その中で交付金を交付しなくてもいい府県等が大体三十億ばかりの金になる。残り百二十億の中、二十億程度というものは、義務教育、国庫負担法によつてその法律の肩がわりをして、地方需要に充てることになる。そこで結局九十億ばかりの数字というものが、直接地方団体のこの給与改訂に伴う財政需要になる。こういうことから昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案を出すという御意思であり、また現に昨日私どももその法律案をいただいたおるのであります。そこでこの前提をいたしまして、一昨日も尋ねを申し上げておつたのであります。が、国としてはこの九十億の中で二十一億は地方団体の税金の自然増収によつて、これは支弁され得るものである。という見通しの上に立つて、この平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案をもつて結局地方団体に交付するものは七十一億ばかりである。こういうふうな御答弁になつたと記憶しておるのであります。この七十一億というのはいく、七十一億と二十一億七十四億ということになつたかと思つて、七十一億の地方団体が負担しなければならぬ部分、二十一億は負担し得るというこの自治庁としての積算の基礎を、私もはもつと明確に承りたい、というのをはる申しましたように地方団体も財政上非常に枯渇を來しておるということを、われわれは

目のあたり見ておりますので、一体二十一億は地方団体の税金の自然増をもつてまかなひ得るという積算の基礎はどこにあるのか、もし今ただちに御答へが願えないならば、これは資料をもつてでも各府県別なり、市町村別なりについてでも、できるだけ詳細に負担し得るものであるという点について、私もは納得の行く資料をいただきたいと思つておられます。

いま一つお伺いしたいことは、この残余の七十三億が四億の分につきましては、そういうふうな実情から地方としては税収入の自然増をもつてまかなひ得るから、その残余の部分については、国がこの単位費用の特例に関する法律案をもつて、新しく平衡交付金を交付するということに相なつたのであるか、それとも国の財政規模なり、また財政需要の關係からいたしまして、このたびどうしても七十三億以上は出ないからという、いわば国の財政規模から制り出された七十三億であり、従つて七十三億がまかつたら、地方負担は自然増をもつて二十一億をまかなつてくれるように期待するということのような逆算的な形において、国の負担分がきまつたものであるかどうかという点、これが第二点。

第三点といたしましては、単位費用の特例に関する法律案について、ここには簡単な説明が附されてあります。が、これもこの法律の地方においての執行上非常に重要な問題であります。で、自治庁の方のもう少し詳細な御説明をこの機会に承りたい。この三点についてお願いをいたしたいと思つておられます。

○鈴木政府委員 第一点のお尋ねの税の見積りの問題でございますが、これはたしか地方財政計画を今朝御配付申し上げたところの御説明が、その一番最後のところの税収の見積りが書いてございまして、この税収の見積りは昨日もそれに基づいて御説明を申し上げたのでございまして、この地方税の税収の見積りの資料で概略御説明を申し上げます。府県の方が十三億六千万円の増収で、市町村の方が四十一億九千万円の増収である。この増収を見込みましたそれの理由につきましては、たとえば府県のとつておりましては、たゞえば府県のとつておりましては、最近の個人の事業税につきましては、前年度の所得が基礎になるのであります。これは所得税の実際の徴収の実績がだん／＼明確になつて参りました。たゞうな關係から、明らかに個人事業税は減収になつておりました。これは十九億の減収になると思つて、一方法人事業税につきましては、国が今回の給与等の財源にも見込みましたごとく、法人の収益が非常にこの下期におきましては増大をいたして参つておりました。そういう關係でこれはたしか二十六億増収になるのであります。そういうものを相殺いたしましたので、この表にございまして七億七千八百萬円という事業税の増を見込んでおるのであります。また自動車税等がここでも増になつておりますが、これは自動車の登録台数が、現実これも運輸省の系統のそれ／＼の報告によりましてかような数字が出て参つておるのであります。また市町村につきましては均等割、所得割、法人税割、三通りの市町

村民税がございまして、この均等割につきまして、納税義務者がその後ふえて参つております。また所得割につきましては所得の實際によつて、これは前年所得でとつておるのであります。これが先ほど申し上げましたように、個人事業税の場合と同じように、だん／＼と結果が明確になつて参りましたので、その關係の増収を見込んでおります。また法人税は法人の増収の算定の基礎になりました法人の増収を、そのまゝとつて来て基礎にいたしておるわけでございます。そういうものの總体の結果がここにございまして、市町村村民税は十九億七千五百萬円の増収であるということになるのであります。また固定資産税につきましては会社、工場等の償却資産の増設が、その後／＼とふえて参つておりました。その關係の分のみを十一億計上いたしておるのであります。また電気ガス税が九億増収になつておりますが、これも電気がこの生産計画が変更されまして多く増産されることに相なりましたので、価格の一〇％位と一定の税でございまして、これも当然にふえて参るのであります。そういうふうなことで計算をして参りましたものが、ここにございまして、地方税について五十四億七千万円、こういうことになるのであります。この地方税の増収が、この財政計画全体といつたしましては、一番最初のページの一番下のところのところにございまして、同上不足財源補填方法というところの一番最初に、御承知のように地方税が五十四億七千万円、こういうことになつておるのであります。今回の財政計画では、ごく簡単に申し上げますと、給



の、市町村独自の事業等によつて、現金収入を何とかその市町村なり、府県の災害地域に出そうというようなことで、十二月の予算編成においては、私どもの見るところでは、そうした地方団体の独自の事業に予算をささう、自然増収を過大に見積つてでも、ささうという方針において予算の一席の編成をしてしまつてゐるし、従つてそれが、この十二月の中旬には、おそらく全国一斉に行われるであろう、都道府県議会なり、市町村議会においても、議決されるというようなことになつて来ると、そこに自治庁の英断によつて、自然増収分のうち、給与費にまわし得る分に食い込んで来るといふような事態が起りはしないか。これを政府とすれば、職としてできるだけ全部をまかなうくらいのことで行くのがほんとうではないか、こういうことを実は考えておりますが、この点についての見通しについて、自治庁としては確信をお持ちなのかどうか。地方団体が再びこういうことになつて来たので、予算の修正なり補正をしなければならぬといふような事態になつて来れば、非常な混乱も起るわけでもあり、何か給与ベース改訂によつて、県民なり市町村民なりが大きな負担を受けておるといふような印象を与える結果になるかと思ひますので、その辺の見通しはどうかといふことで、これはこの間お尋ねをいたしました、さらに重ねてはつきりとしておきたいのは、いよゝ二十八年度分のこの平衡

交付金の単位費用の特例に関する法律案が出るというとして、その場合にこれが通過し、いよいよこの金が交付される、それは大体二月ごろに交付されるという昨日のお話でありました。期末手当分については、いつこれを地方に支給せられるのであるかという点を、この際もう一ぺんはつきりと責任のある御方針をお尋ねいたしたいと思ひます。

それからなお御説明の中にありました、地方の法定外普通税の問題であります。最近都道府県が財政の窮迫から、法定外普通税を随所に設けようという傾向があつて、これが府県民の大きな負担にならうとお認めのこととは、自治庁の方でもお認めのこととは思ひます。法定外普通税そのものの概念についても、学者の間でもいろいろ意見があるようでありますが、専門的な議論はさておきまして、こうして給与費の大幅な負担などから、府県財政なり市町村財政のウェイトにおいて、給与費が非常に大きなウェイトを占め、持つて来るというふうなことからいまして、このいわゆる法定外普通税によつて、財源をまかなふというふうな傾向が、府県に出て来るということになると、せっかく国の所得税で基礎控除が引上げられたり、あるいは扶養控除が引上げられたりというふうなことで、とにかく多少とも税の軽減が図られておるときに、この軽減された同じポケットから、法定外普通税の名のもとに、今度はまたその都道府県が地方団体が吸い上げて行くということでは、何ものもない結果にならうとするのであるが、こういう法定外普通税について、今後

給与費の大幅なウェイトを、地方団体の財政の中に占めて来るというふうな事象から、法定外普通税というふうなものが、いよいよ自治庁へ認可を申請して来る都道府県が多くなつて来るのではなからうか。またそれに對して自治庁としてどういうふうな方針で対処されんとせられるのであるか。こういう三点について、あらためて伺ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 今年度の地方税の増収が見込まれるにいたして、その地方税を、本年は災害等で地方の財政もなか／＼たいへんだから、現実にすでに使つてしまつておつて、給与のほうにまわすことはむづかしくはないかという御質問が第一点であつたようにございまして、この点は団体によつては、税の増収をすでにさうな方面に使つておるという団体もあるかと思ひます。ただ税の増収が見込まれ得ますような地方団体は、やはり比較的財政上の見地から申しますと、弾力性の多い地方団体であると思ひます。従つてそういう増収の一部を、すでに他にまわしておるような団体でありまして、災害とかそういうふうなところで、税がむしろ減額になり、あるいは免除しなければならぬ。従つて減収が相当あるというふうな団体には比較したるならば、やはり今回のこういう給与増収につきましても、むしろ何とかやりくりがつくのではなからうかと考えておるのであります。私どもは災害関係の非常に深刻な団体等におきまして、税収がない、そういうような場合に、平衡交付金の算定で税収があると算定されて、従つて給与財源に事欠くというよ

うなことがあつてはならぬと思ひるのであります。平衡交付金の普通交付金の算定は、一定の基準で参りますので、災害による税の減収というものが、見込まれないのであります。そこでこれは特別交付金によりまして、そういうものに対しては特別交付金をまわす。また先般の国会で通過いたしました地方の起債の特例法がございまして、これは政府が償還するための元金も利子も、ともに国庫金を貸付けてやる、こういう性格のものでございまして、借金ではあります。實際は交付金と同じ性格のようなものであります。これを今年度は五十億と見込んでおりまして、そのようなのはその税の減免によつて生じた穴の補填にも使える、こういうことになつております。従つてそういうふうな特別交付金、あるいはさうな起債の補填によりまして、災害等で非常に財政の苦しい団体に対しても、何とか措置がでるのでございまして。

それから第二の点のお尋ねでございますが、交付金はいつ配分するかという点でございまして。特別交付金は、これは法律上毎年二月中に交付しなければならぬ、こう書いてございまして、普通交付金は、本来ならばもうすでに八月三十一日にこれを決定して、交付することになつておるわけでございまして、本年はすでにそういう措置を講じたのでございまして、今回七十億平衡交付金が増額になるわけでございまして、再び単位費用の改訂をして、全体の算定を直しをしなければならぬわけでございまして。今回提案をいたしました平衡交付金法が、もし

今回の臨時国会を通過いたしますならば、これは年内にできるだけ早く計算をし直しまして、今の期末手当等の増額支給に間に合うようにいたしたいというふうな考えでおります。それから法定外の普通税に關してのお尋ねでございますが、これは法律上は地方税法の中では一定の税の種目を法定税として掲げまして、その他のものは地方団体が特に地方的なものとして、地方税を起したいという場合におきましては、自治庁長官の許可を受けて徴収することができるといふことになつておるものでございまして、これは私もいたしてしまつても、法定外普通税を、いかなる場合においても、何でも認めるといふ考え方ではないわけでありまして、法律の中にも、たとえば国内関税みたいなことになつては、これはいかに、あるいは国税や他の地方税と課税標準を同じくして、住民の負担が著しく過重になるようなものはいかぬというふうな、許可をしてはならない条件が法律の中に書き込んであるものであります。従つてこういうふうな条件に該当いたします法定外普通税を申請して参りまして、自治庁としては法律上許可できないというところになるわけであります。かような法律の禁止しておりますような種類の法定外の地方税ではなくて、要するに、法律上は可能であるようなものにつきましては、自治庁といたしましては、大蔵省の意見をあらかじめ聞きまして、法定外の普通税を許可するかどうかをきめるのでございまして、やはりその団体の財政の収入あるいは財政の需要の状況というものをよくと勘案をいたしまして、また住民の負担関係も考え

て、どうしてもこれを許可しなければならぬというふうなものについて、許可するという大体の考え方を持つております。法律上やめられた税目が、これによつてただちに同じような形で復活するといふような場合も、若干過去において例がございまして、そういう場合は、やはりその団体にどうしてもしなければならない特別な事由があるかどうかといふことを明らかにした上で、措置をするようにいたしてあります。

○岡田委員 今地方の臨時職員というのが、やはり中央と同じにあるわけですね。これに對しては、地方に流される平衡交付金の支給基準の中に、その臨時職員は含まれておらないようであります。この点地方の臨時職員の期末手当というふうなものに對して、地方の団体は、はなはだしく困つておるわけであります。それに對して何らか考慮せられたようなことがありましか。ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木政府委員 常勤職員につきましては、今回のベース・アップに關連いたしまして、補助金を増額して、財源措置を講じておるわけでございまして、今の非常勤の職員の場合におきましては、たとえば臨時の事業のために雇用しておるというふうな職員、その他非常勤職員には、いろいろの性格のものがございますが、財政上の措置といたしましては、やはりさうな工事費あるいはその他当該費目をもつて支弁しております。そういう費用の負担になるものでございまして、従つて人件費の算定の上におきましては、当然には反映をして来ないのであ

ります。その点は実際さように考えて  
おります。

○愛田委員 臨時職員が期末手当のこ  
とときものが、物件費などから差繰つて  
出されるというようになると、中央におい  
て人を物として取扱われるという結果に  
なるおそれがあるのです。中央におい  
ても、物件費でまかないをさせるよう  
な職員があります。物と人とは別なん  
であります。こういう点につきまし  
ても、人件費と物件費の区別をはつき  
りしなければならぬ。いやしくも人  
に支給する給与が物の中から出される  
ということとは、まことにおかしい話で  
あります。この点につきましても自治  
庁といたしまして、この期末手当の  
増額等に伴つて、臨時職員の期末手  
当を出す場合、常勤的性質を有する非  
常勤の職員、こういうものに対して何  
らかの人の人を助ける道を講じない  
と、財源措置の困難なる地方団体とし  
ては、一層困ると思ひますが、これは  
考慮する道はありませんか。

○鈴木政府委員 地方財政計画の給与  
費の算定の基礎になつております地方  
公務員は、百三十三万でございます。  
この百三十三万の地方公務員は、必ず  
しも条例に規定がある、その条例規定  
のみをとつておるわけではございませ  
んで、実際の地方公務員の数というも  
のを過去の実績からはじき出しまし  
て、それ／＼毎年の財政計画におい  
て、調整すべき点は調整いたしてお  
りますが、そういうような基礎に立つて  
おりますので、必ずしもただいま御指  
摘になりましたような、非常勤職員に  
ついて全然財源措置がないということ  
ではなくて、今の地方財政計画の上に  
編み込まれておるものもあると私は

考えております。ただ建前が、先ほど  
申し上げましたような別個の建前にな  
つておりますので、当然には出て参り  
ませんけれども、総体の地方公務員の数  
の中には、相当程度入つておるかと思  
はれております。しかし非常勤職員の  
の問題は、それ自体としてやはりすみ  
やかに解決しなければならぬ問題で  
ございまして、任用の点におきまして  
も、身分保障の点におきましても、ま  
た給与の点におきましても、ことに退  
職後の給与というような問題について  
も、いろいろな点で不均衡の点がござ  
いますから、自治庁といたしましては、  
ただ名目的な行政整理のために条  
例規定だけを合せる、これを非常勤職  
員で送り込んでおるといふような例  
も、なきにしもあらずでございませ  
ん、そういうようなことでなく、やは  
り真実に合するよう措置しなければ  
ならない。臨時的な事業に雇用される  
者は臨時職員で、非常勤であることは  
やむを得ませんけれども、そうでない  
行政事務に従事するよう種類の非常  
勤職員につきましても、やはりそれ  
ぞれ人事行政上処置すべきように処置  
しなければならぬというふうに考え  
て、そういうことを機会あるごとに、  
私どもとしては指導しておるのであ  
ります。

○愛田委員 地方公務員のうちで臨時  
職員である人々のうちに、中央が考え  
ておるような定員の中に入つてゐる者  
もある、あるいは財源措置の中に入れ  
てある者もあるというふうなお話でし  
たが、こうなると、臨時職員の解釈は  
まち／＼になると思ふのです。府県に  
よつては定員の中に入れるところもあ  
らうし、はみ出るところもある。特に

災害の多いところは、臨時職員を置く  
場合も多いでしようし、山林関係でも  
そういう場合があると思ふのですが、  
自治庁として、全国の臨時職員の人員  
数等について、十分検討を加えて、定  
員のほかにどのくらいの常勤的臨時職  
員があるか、非常勤的性質を持つ非常  
勤職員があるかというふうなことにつ  
いて、お調べになつたことがありま  
すか。その数字がありますれば、これ  
をお示しいただき、全国を通じて地方  
職員の中に、いわゆる常勤的性質を持  
つ臨時職員と、非常勤ではあるが、そ  
れが結局常勤になつておる職員という  
ものがどのくらいあるか、一般労働者  
のどのくらいあるかというふうな数字  
があつたならば、それをお示しいた  
いで、今お話のように、不均衡である  
臨時職員を優遇する何らかの措置を  
とりたいというお言葉があつたわけ  
です、その参考資料に資したいと思  
います。

○鈴木政府委員 ただいま御指摘の具  
体的な数字であります、私どもとい  
たしまして、なるべくさうなもの  
を収集したいと思つて、すでにそ  
ういふことに着手いたしておりま  
す、まだ今日までは、お示し申し上げ  
るような確かな基礎に立つた数字が  
集まつておりません。私どもといまし  
ても、すみやかにさうな措置を講  
じたいと思つております。

○愛田委員 最後に、昨日の質問及び  
今日午前中の質問に関連するので  
が、今度単位費用を引上げることに  
ついては、高校の職員が特に大きく引上  
げられたわけですが、この高校  
の職員の三本建給与実施のために要す  
る費用の余りである九千四百万円とい

うものが、自治庁の方の御見解では、  
高校のベース・アップに振り当てるべ  
きであるという観点から、その方にお  
出しになつた。あなたが自治庁として  
それを配分された責任者でありますの  
で、特に念を押しておきたいのであ  
ります、あの余剰の部分は政府で自由  
に措置をしていいというふうにお考え  
になられたか。あるいはこれだけ多く  
余るけれども、どうもおかしいではな  
いかというふうな疑点をおはさみに  
なつたのではないか。もしおはさみに  
なつたならば、これだけ余剰が出るの  
は、かたに意図があるのではないかと  
いうことを、国会にもお確かめになる  
ような方法をとおりにするのが妥当で  
ないか。またこの点については、文部  
省とも人事院とも、御連絡をなさつた  
と思ひますが、先ほど来申し上げまし  
た当委員会の審議の状況などから、こ  
の金の余るのがわかつておつて審議し  
たのではないのであつて、はつきりと  
この金は不均衡を正にしたいという意  
思表示がされたことを十分御検討の上  
で、平衡交付金の中に、これをはさむ  
ことが妥当ではなかつたかと思ひま  
す。この点について今一たびの御回答  
をいただきたいと思ふのであります。

○鈴木政府委員 三本建関係の財源措  
置であります、これは地方財政計画  
の立て方から申しますと、国会で平衡  
交付金が、三億六千万円を含めた五十  
億が増額になつたわけでありまして、  
そこで地方財政計画といたしましては、  
歳入の面におきまして平衡交付金  
の増として五十億を立てたわけであり  
ます。そして歳入の面におきまして  
は、これは三億六千万という費目と申  
すと、ちよつと予算でございませ

ら性格が違つたわけですが、そ  
ういふものを経費の項目として立てた  
のであります。しかし歳入の方には、国  
庫補助金でありますならば、国庫補助  
金といたしまして高等学校の給与改善  
のための経費として、特別に別建にす  
るわけではございませぬけれども、そ  
うでなくて平衡交付金の増額という姿  
でございまして、歳入の方で立てたの  
で区別せず歳入の方で立てたので  
あります。歳入の方で三億六千万とい  
う数字を立てたのであります、この  
数字につきましては、私ども文部省に  
再三にわたつて、御相談申し上げ、  
お話がございましたように、数字  
が最後の間に固まるまでにはいろいろ  
いきさつがございました。そういう関  
係で十六国会が直後の地方財政計画に  
おきましては、そういうふうな三億六  
千万という数字のままになつておるの  
であります。とにかくさういふこと  
で歳入の平衡交付金の方には、その関係  
の費用がすでに既定の財政計画の中に  
入つておつたわけでございます。そこ  
で今回給与改訂をいたします財源  
は、〇・五の増額の財源として計算を  
いたします、その三億六千万円の  
うち、一億円足らずの九千四百万円と  
いうものは、結局、今の高等学校関係  
の経費について、先ほど申し上げたわ  
けでございまして、そういうふうなもの  
の一部に充當いたすというふうになる  
のであります。地方財政計画全体とい  
たしましては、各種の経費で新たに需  
要として起りましたものをみな計上し  
たしまして、また税の増収がどのくら  
いあるかというところを見込みまして、  
足らないところを平衡交付金として大  
蔵省に要求するわけでございます。

第一類第二号 人事委員会議録第五号 昭和二十八年十二月五日

つて新たなる需要の算定の際に、今の給与関係の総費の一部は、その部分を差引いて計算をいたしたということに相なつておるのであります。従つて大蔵省としては、九千四百万円の相当の新たなる負担をすべきところ、そうではなくて済んだ、こういうことになるわけでございます。

〔田中（好）委員長代理退席、委員長着席〕

○**衆田委員** これにもつけの幸いであるというので、九千四百万円分をお預けにしたという点は、予算がいらなくて済んだというわけなんです、ね、ありがたいわねだということなんですね。この点政府としては、なるべく税の方でも国民に迷惑をかけたくないという点もあるし、またなるべく財源がいらないで済めばといういろ／＼な角度から、平素御活動しておられるわけでございませうけれども、しかし国会でもう三億六千万円の予算が獲得されておる。これはもう識たる事実です。これを消すわけに行きません。ところがその三億六千万円の予算は実際は二億六千万円しかいらなかった。あとの一億という莫大な金、これは三億六千万円を單位に計算した場合には、その三分の一に近い莫大な費用です。この莫大な経費が余つておるのはどうもおかしいというように感ずるのは、政府としても当然だと感ずるのです。従つて田中さんにここで念を押しますが、当時政府、与党間に連絡会議というものがあるつて、常に予算の修正に關して政府代表と与党との間に、連絡折衝がされていたはずですよ。そういうときに国会の意思を十分尊重しないで、政府は独自の見解で、三本建のみならず、これを

使つたあと一億足らずの金は不均衡は正に使おうという国会の意思を全然尊重しなかつた。人事院もこれに伴うところの不均衡は正をするために、初任給規定をかえたり、人事院細則の設定もしなかつたというようなことは、まことに国会の尊厳は傷つけられております。こういう点において、最近こと

に政府、与党間の連絡協調に事を欠いて委員会の意思も無視せられ、また政

府そのものも国会を無視して、依然として政府の独断専横によつて行政措置がなされ、予算配分がなされて、国会に何らお諮りがなくて、どん／＼実施されておる。それで私たいへん残念なんです。政府はどうも国会が何をやつたかという十分の御検討もしないでやりになるというくせがおありのようだし、一応予算を通すときは国会を尊重するが、それから先はわれ／＼の見解一つでやるのだという憂うべき傾向があるようです。この問題は私は簡単に済まされたいと思います。少くとも一億の金が宙に浮いておるような予算編成がされたり、国会審議がなされたり、予算の執行がなされたりしたならば、国民に対して真実をもつてその真相を訴えて、国民の批判をまつべきであると思うのであります。この点については、政府の連絡の側にある責任者であり、与党との間におけるあつせん、の勞をとられる田中官房副長官から、かかる事象が発生したことに對しての責任ある答弁を願いたいのであります。

○田中政府委員　政府、与党間の連絡会があり、それにおいていろいろとただいまの案件についても話し合ひがなかつたかというふうなお尋ねでございます。

すが、私その会議にも出ておりませんが、承知していいのでありますが、いづれにしても最後にお尋ねになりました国会の意思の尊重ということについては、従来も努力を続けて参つておりますが、今後も十分に注意を払つて参りたいと考えております。

○岡田委員 これは後刻また委員会と

しても考えなければならぬ問題であつて、私はこの問題をこのまゝひつ込

めるわけには行かないのです。いやしくも国民の代表の一人として国会におりながら、行方不明の一億円がこの国会で審議され通過しておるといような事態を容認するわけには参らぬのです。これは政府当局から聞くと、全然国会の意思とはかわつた形で、この予算をお使いになつて恬然として恥じておらない。先ほど来の大蔵大臣の御答弁では、これはベース・アップの方にまわしたのだとはつきりおつしやるし、また文部大臣は、われ／＼は初めからこれを三本建だけに使うのだから、余つた分を自由にするのはかつて、自治庁の次長もそうおつしやいます。ただ田中長官だけは、その間において連絡協調の責任をとるとおつしやるわけです。これはひとつ田中さん、この際国会の意思がどこにあつたかを漏記録をお調べになつて十分検討していただいて、そうして政府において国会の意思を尊重するような措置をなさる責任があるのです。国会で当時審議した責任の委員は、ここにおられる人々です。ここにおられる人々が何を言つたかということをよく確かめ、参議院における質疑応答などの内容も見られたい。一億も余るようなそんな予算を国会が組むはずがありません。

せんそんなでたらぬ国会であつたならば、自由党は死して天下にわびるべきであり、改進黨もこれに同調したのだからこれまた死して天下にわびるべきであります。こんなずさんな予算編成をした国会の責任について、この際天下にわびるべきである。私の記憶では、そのときの国会は、多数をもつ

て余分は不均衡是正にまわすという意思であつたと思います。この点は委員

長も御確認をせられておると思うのでありますが、これにのつとる予算措置がとられることを政府に要望する必要はないか、国会の意思とはかわつた方向に、この一億が使われたことを国会は容認するかどうかということを、川島委員長にもお尋ね申し上げ、またその間における連絡協調の任に当られたた政府の最高責任者の御発言も願いたいと思います。この委員会の採決は明日まで延びるようでありますが、それまでに当時連絡の御に當つた責任の人か、田中さんがお聞きになつてもけっこうですし、その人をお呼びになつてもけっこうですから、この人たちが納得のできるような意思表示をしていただきたい。これを納得しないまま、この法案を通すことは良心的な政治家として忍びないところです。その点はずきりした観点から御答弁いただきたいと思いますが、いかがですか。

○田中政府委員 先ほど申しましたように、いづれにいたしましても私自身十分承知してないことでございます。ただいまのお話は十分承りました、国会の意思を尊重しなければならぬことはお話の通りであります。いづれ十分検討を加えたいと思ひます。

○愛田委員 これはきのうから国会の

意思を尊重すると田中さんがお引受けになつておられるのです。きよう政府の責任者が答弁なさつたのです。もはやおちつくところへ参りました。しかも予算の審議は今晚のうちに片づくこととしておる情勢です。もはや時期は差迫つておるのでありますが、どうかこの法律案がこの委員会で採択される直

前に、まず政府が今後考えているところをお示しいただいて、国会の意思を

いかに尊重しようとするかをお示しいただいて、そしてわれ／＼は採決に臨みたいと思いますから、それをぜひお願いしておきます。

もう一つは、先ほど大蔵大臣にお尋ねいたしました、給与に関する各種の法律がばら／＼であつて、内容に規定するところが統一されておらぬ。わけて罰則のごときは一般職の給与法には厳として二十五条に、先ほど森委員が指摘されたように、あなたを処罰するような規定までもここに書いてあるのです。そのときにほかの特別職の職員にはその規定がないのです。特別職はどういうことをしても処罰されないということになる。それから外務公務員の分の処罰されるが、保安庁の職員は汚職事件があつても、処罰されない、つまり給与に関するごまかしがあつても処罰されないということになる。こんなばら／＼な給与に関する法律というものは、国家としてすみやかに統制をせられなければならぬと思うのですが、これは今の大蔵大臣は給与に関する最高政府責任者であるが、国務大臣として何とか努力したいと言われました。これは官房長官の責任だと思つたのですが、この給与法の罰則規定の統制をとること、あるいはこれを削除する

こと等に対してすみやかなる措置を願いたい。これは昨年の末に私がちよつと触れたのですが、すみやかなる措置をとると言いがら、今日まで一年間何ら手を打っておりません。この際この法律を出されるときに罰則を削除することを追加してお出しになる用意はないか。これは削つたつて国家公務員法の百十條に規定があるのですから、それを準用すればいいわけです。いかがですか、この際ひとつ削除の規定をお出しになる御用意はないか。もう公然の事実として削除する段階に来ておると思うのであります。

○田中政府委員 しばく／＼申し上げます通りに、給与関係の諸般の法律等につきましては、それ／＼その法律が制定されるまでの経緯あるいは歴史、理由というものはあるはずだと思ひます。従ひまして私自身が各般の給与関係の法律について、全部詳細承知しておるわけではございませんので、ただちに御希望の通りことが可能なのかどうかという点は、もちろんたゞいまのところは自信がないわけではございません。けれども、先ほども大蔵大臣のお話にもありました通りに、十分研究に値するということでは、大蔵大臣自身も御了承になつたように思ひます。私自身もせつかく受田委員のたゞいまの御要望でございますので、十分検討を加えたいと思ひます。

○受田委員 人事院としてのこの罰則に関する法解釈の責任ある発言を願ひます。

○瀧本政府委員 たゞいま受田委員から、各種の給与法に罰則の統一がないというお話がございましたが、現行給与法の罰則というものは、もろ／＼方を罰

するわけではございませんので、支給する方に手落ちがありましたならば、これを罰しよう、という規定になつておるわけではございません。国家公務員法の今お示しの百十條に規定がございますが、これは給与法には及びませんので、従ひまして給与法としまして、やはりそういう規定を今たゞちにするのがいいかどうかというところは問題があるのではないかと、このように考えます。われ／＼が勧告いたしております給与準則におきましては、これは国家公務員法がもつて優先いたしまするし、これに基いて準則をつくるわけでありまして、その効果が及びまするので、この給与準則の勧告案の中には、罰則は入れてないのであります。ただ現行給与法の罰則ということになりますと、現在その罰則の適用を受けた人があるかないかということになりますれば、われ／＼の知る限りないのでありますけれども、そういう給与の支払いについて、支払いの側に立ちます者が、やはり心構えもしつかりしておらなければならぬわけでありまして、その規定は存置させる方が、現行給与法の範囲では適當ではなからうか、このように考へております。

○受田委員 ところがこの法律の中に罰則規定のある法律は、在外公館の外務公務員だけしかありません。あとのものは全然罰則がないのです。だからこれを削除するも何もないのですよ。従つて保安庁の職員の場合など、この支払いを怠つたりあるいは支払いを拒んだりと、こういうところへ罰則をつけるならば、全部つけなければいかぬ。削除するならば、全部削除するという形——一般

職は國家公務員法の適用を受けるものだから、削除すればしてもよろしいと考へられます。ところがほかの給与関係の法律には、全然罰則規定がありません。罰則規定を新たに全部へ設けるのが妥當であるという人事院の解釈であるならば、すみやかに政府はすべての給与関係の法律に罰則を設けるべきである。設けざるとするならば、何らかの給与に関する統一した法律でもつくつてやるとか、あるいはこの法律のどこかへ、國家公務員法の百十條の規定は本法にもこれを適用するとかいうような規定でも設けておくということにしないと、罰せられる職員と罰せられない職員とがあつて、はなはだ不均衡です。この点今政府自身が内部に大きな矛盾を暴露されたわけですから、はつきり罰則のあるのは一體職と在外公館の外務公務員だけです。あとのすべての法律には罰則がありません。政府はこれまで事実がはつきりして來ている以上は、どつちかの措置をとらなければならぬ。人事院としてはすべて罰則を設けるべきであるという解釈をなさいます。したが、そういうことについて十分御検討の上、明日本委員会では採択する直前までに、本法の審議の最終段階に、われ／＼の賛否の大事な資料にしたいと思ひますので、罰則をいかに取扱うかを、たゞちに閣議においてでも——持ちまわり閣議でもつけようです。それから、早急にやつてもいい。私が要求してから満一年たつてゐる。そうして今給与局長の言われた通り、昨年の法制局長官からもちよつと聞いたのですが、これによつて罰せられた者は一人もまだおらぬということ。罰せられた者が一人もおらぬようなことで

あるならば、この罰則は死した罰則である。死して済むならば、これは削除すればよろしいし、あるいはこれを設けるのがよければ、すべての法律に設けるべきである。この点いかが御審議なさいますか。

○田中政府委員 受田委員の御意見は、十分拝承いたしておきます。

○受田委員 去年菅野という官房副長官がかたく約束されたのです。ただちに何か措置をとる、そうしたら一年たつてまた田中さんが同じようなことをここで仰せられる。わかり切つた大きな間違いをしておきながら、それをいつまでも直そうとせられない政府の怠慢に対して、私は追及したいのです。しかも、この給与関係の法律は、今一番大事なきときであつて、来年になつたらまた一年延びますよ。今のうちにやつておかぬと直りませんよ。大急ぎでやらないと、今のあなたのお約束は反古になるというのをはつきり申し上げておく。来年のこのごろにまたこれと同じようなことが繰返されるおそれがある。わかり切つた間違いですから、すみやかに明日のこの委員会の採択のすまひに、政府の意向を確かめていただきたい。これを私は、善は急げという立場からも、官房副長官の全力を振つて二十四時間以内の御努力を御要望申し上げまして、質問を終わります。

○川島委員長 閣下。

○岡委員 副長官にお尋ねいたしますが、けさの新聞で三公社、五現業の期末手当については、政府の方で國家公務員並に取扱おう、あるいはまたこれ以上それ／＼の現業、公社内における経理に従つて同交によつてのプラス・アルファを認めていいというふうな方針であるかのごとき報道が伝えられておつたのであります。この点政府としての方針はいかがなものでしょうか。

○田中政府委員 岡委員のせつかくのお尋ねでございますが、私まだいろいろとそういうふうなことを聞き得る時間もございませんために、まだ伺つておりません。従つて承知いたしておりません。

○岡委員 重ねてお尋ねをしたいのですが、國家公務員並の期末手当というもの三公社、五現業が認められ、しかもそれ／＼の現業官庁内部における経理に即座して、いわゆるプラス・アルファというものが認められる、いわゆる弾力方式というものの幅が与えられるということになると、私どもの承知しておる限りでは、おおよそ一・五ないしそれ以上の期末手当が事實的に行くことになる。おそろしく三公社、五現業の中で六以上のものはそういう状況になる。そうすると國家公務員に準ずるような立場において、それ／＼働いておる者における期末手当に非常な不均衡ができて来る、こういうふうな事態になることは、われ／＼衆議院としてもきわめて遺憾であると思ひ、政府としても同感であると思ひ、政府として同様の努力を御要望しあり得るというならば、當然に政府の見解をやはり官房として十分確かめて、この改正案に盛り込んでおられる。一・二五というふうなものは、当然これは一・五に引上げ、あるいは引上げるような方針を立ててもいいのじやないか、こう思ふわけだが、この点について副長官としては、どう思われるか。



○田中政府委員 御承知の通りに、この三公社、五現業に關する昨今の問題は大きな問題でございまして、それに關連しましていろいろとたたいまい御質問のような点も起つて来るわけでございまして、従いましてこれは大きな方針として、各關係大臣において協議決定されなければならないことと存じます。何しろ私これら關係大臣と接觸いたします時間がなかつたために、どういふ方針になつており、またあるいはどういふ方針を決定されんとしておるか、あるいは決定しかけておる場合に、どういふような点を考慮せられておられるかという点に關しては、何も承知しておらないのでありまして、その点はどうかあしからず御了承を願ひたいと思ひます。

○岡委員 そこで私はたゞいま提出されている法律案の審議に關し、議事進行として特に委員長に願ひたいのでございまして、三公社、五現業に對する期末手当の方針が、政府として大きく切りかわるといふことは、われわれの審議しているこの法案と重大な關係を持つてゐる。そういう意味において政府の責任ある方針というものを承つて、その基礎の上に立つて、期末手当についてはあらためて考えねばならぬ。先ほど申しましたこの法律案の執行に責任のある大蔵大臣と、緒方副総理の出席を求めて、本委員会としても慎重に審議をいたしたいので、この機会を提供されるようにごあつせんを委員長に特別に願ひたいとおきま

○石山委員 私、大蔵当局の御出席をとおとしいからお願ひをしていたわけではございますが、なか／＼出席がいただけなくて、まことに残念だと思つております。で、給与の問題に關する限り、私はやはり官公の方々に對しては、人事委員会が最も責任のある地位にあると考えてゐる。そして今回のこの給与案は、人事委員会の手から離れまして、政府当局と大蔵当局で立案された案に変化を來しているのをごい

蔵当局から出された案だと思つております。なぜ人事院が考へていた案を実施できなかったか。その理由は、たとえばインフレを押へるためとか、あるいは財政の上から見て、その財源がどうしてもなかつたとか、あるいは軍備が非常に忙しくなつたために、その方に多くの費用をさなければならぬ理由があると思ふ。その理由をひとつあけてみていただきたいと思ひ

○正示政府委員 お答えを申し上げます。この委員会に出席をしなかつたというおしかりでございするが、実は給与の問題につきましては、私どもも自分たちの問題として、もとより非常にこれは重大な関心を持つておること、石山先生御承知の通りであります。ただ予算の關係であらちちらと委員会がございしたので、こちらに出席ができなかつたのは、まことに遺憾に思つております。しかしお言葉のうちには關係給与課長というお言葉がございしましたが、これはもうとんでもないお話でございまして、実は私どもの大蔵省の中で、給与の問題については、主計局給与課長ほど詳しい者はおりませんし、また当人事委員会との關係におきましても、最も縁故の深い方なのであります。それから關係とつしやれば、私もまさに關係の一人でございまして、しかるがゆゑに議員の方々にも十分御理解いただいて、われわれ關係の給与を上げていただくよう

設の臨時国会以來、この勸告を実施することについて、いろいろ内閣におかれて御苦心の結果、今回の案が提案になつた次第でございまして、ただいま石山委員から大蔵省が決定をしたとおつしやいましたが、これはまつたく事實に相違いたします。内閣が閣議において決定した上でお出しになつたものでございするから、この点もさうに御理解を願ひたいと存じます。

ただ私どもも財政の事務をさずかる者といひまして、ただいまたいへん國家公務員に對し、御同情のあるお言葉を賜りましたので、その關係につきまして、どうして今回のような案になつておるのかといふことを、財政事務當局の立場からも一言申し上げたいと思ふのであります。先ほど大蔵大臣が參られてのお言葉は、これはまさに大蔵大臣としての抱負をお述べになつたのであります。しかし私ども事務をさずかつております者の立場といたしまして、今回のこの給与改訂に關する補正予算といふものにつきました。これはなかつた／＼実施できないといふことを、關係の方々からも申されたのであります。これはまつたくうそ偽りのないところであつたのであります。先ほど大蔵大臣のお話の中にもありましたが、本年ほど國が節約といふことを、たび重ねてやつた年はございせん。最初の予算の提案に際し、また三派の共同修正に際し、先般の補正第一次に際し、今回の補正第二次に際し、四度にわたりましたことにより、大幅な節約をいたしておるのであります。そのためにある官庁はエレベーターをとめ、ある官庁は自動車の制限をいたし、電話を制限するといふようなことまでいたしておる次第であります。かようにしまして財源の一端を捻出したしておりますことは、先ほどもお話しになつた通りであります。これらのことはすみやかに、とりもなおさず私ども事務當局にも、その影響が來ておる次第であります。しかし何として今回の補正予算の特質は、現在までに起つた事態をうまく処理していただくための予算である、私は事務當局の一人として信ずるのであります。

米の問題にいたしましても、生産者價格がすでに御承知のように上つておる。給与の問題にいたしましても、民間給与がすでに今日相當の引上げを見おける、生計費もまた上つて來ておる、こういう事態に對処するために、財政的には最小限の手を打ちまして、しかも今後さらにこのインフレ的な傾向を悪化させないといふことが、財政をさずかる者としての最も大事な点であるかと存するのであります。そういう点に配慮いたしまして、事務當局としましては大臣にいろいろ申し上げ、また最終的にはいろいろな方面の意見を聞いて、閣議において御決定に相なつたものと存しておる次第であります。もとよりわれ／＼いたたく立場といたしましては、金額の多いことを望む点において、人後に落ちるものではございせんが、しかしたくさんい

事態に処したために、最も副次的な作用の少い、いわゆるインフレでないところの手段によりまして、私どもの切実なる給与の引上げの要求をいたしていただく、こういうことでこの問題が処理されておるものと信ずるのであります。一言お答え申し上げます。

○石山委員 大蔵大臣が常に説明の一つの要素として用いる言葉は、これはあるほど言っておるのですが、均衡予算ということでありまして、その次は通貨の安定、これは行政の一つの技術だと思ふ。その意図するところは産業の基礎を確立し、その繁栄を圖うことであると思ふ。国民生活の向上であると思ふ。しかるにこの均衡予算と通貨の安定という二つの題目を私は必らずしもそのまゝのみにできない。ということとは、第十六国会において幾多の補給金を大蔵、大企業へ出しておるといふことがあるのであります。その金額と今回のあなたが憂うところのインフレによるインフレということとにみ合せてみた場合に、私はそこに矛盾があるというように考えますが、あなたはどうかどうに考えられますか。

○正示政府委員 今日財政補給金というものは、かつての日本がいわゆるインフレの悪化の過程をたどつておりました時代に比しまして、大幅に制御されております。ほとんど私どもとしては財政補給金あるいは価格調整といううなもの、外国から輸入する食糧の補給金というものが最も大きなものであつて、その他は大体整理されたものというふうに考えます。

(委員長退席、永田委員長代理着席)

今御質問の御趣旨は、今後の財政の心構えとして、そういうことを再びやるかと思ふのでありますが、私どもの立場といたしましては、補給金を出さねばならぬというふうな経済の基礎というものは、非常に脆弱なのでございまして、そういうときこそほんとうにインフレへの危機にある、こういうふうに見なければならぬと思ひます。幸いにして今日——きょうも予算委員会では多少上向き傾向にある、ということがあります、確かに今まで物価がある程度上向きの傾向にあるということにつまましては、たび／＼の御警告につままして、私ども事務をあずかる者といひまして、十分これは警戒しなければならぬと考えるのであります。将来補給金をどう／＼ふやして行くといふようなことは、そういう立場からは厳に戒めなければならぬと思ふのでございまして、しかし先ほど申し上げましたように補給金を必要とするかどうかというところは、結局経済の基礎から来るのでございまして、むしろ私はやはり経済の基礎を健全にし、いわゆる安定させるということが最も大切なことではないかというふうに、これはまことに差出がましいこととていいます、そういうふうに一庶財政の事務をあずかる者としても考えおる次第であります。たとえば米の問題にいたしまして、今回提出いたしておりますこの補正予算の消費米価のごときは、いわゆるコスト主義を全面的に実施できないのであります。そこで結局見方によりまして、コスト主義を放棄して二重米価をやつておるじやない

かというふうな御批判もあるものであります、これらの点につきましても、どうかできるだけ早く米の需給関係が正常になりまして、そうして消費者価格が財政の負担を持たなくとも、十分にコストを繰り込んで、しかも消費者の手に十分に渡るといふことになつて来ない限り、やはりほんとうに経済の基礎は安定し、確定したというふうには申されないのではないか。この点を私どもも消費者の一人として、まことに憂えるわけでありまして。

石山委員のおつしやられました御趣旨は、将来財政を放漫にして、大企業等に補給金を出すというふうな、べらぼうなことはやらないものという御趣旨と存じますが、この点は先ほど大蔵大臣からも申されましたように、来年度予算の編成におきましても、従来相当額に上つております補助金、あるいは委託補助とか、委託費とかいふようなものにつきましても、根本的に再検討を加へまして、そういうものも整理をいたしたいという御決意が現われておつたのでございまして、この点は石山委員と私ども当局の考え方は、根本において食い違ひがないものというふう存じておる次第でございまして。

○石山委員 国家が貧乏な場合は、われわれも耐乏生活をするにはやぶさかではない。たとえば一年間の企業のコストの問題を論じられる一つの要素として、最近言われてゐることは、過剰投資の問題が論議されておる。過剰投資の次に来るのがいふところの人事費で、企業合理化の場合に第一に上げられる問題は、ここにあるのでございませうけれども、もし国家がかりに国家的資本を過剰投資しておりはしないかと

いうことは、私は補給制度もあげたと同時に、最近漸増再軍備が急増再軍備に移行しつつあるといううわさを聞くだけで、私たちは国家全般の金のバランスを憂えておるのでございませう。その場合人件費のみにしわ寄せをされるとするならば、これは決して正しい行き方ではないと思ふ。もちろん大蔵当局は国家の投資の問題、あるいは人件費の問題、あるいは保安隊費の問題等のバランスについては深く研究していると思ふ。その研究している結果をあるいはききようみたいな日、あるいは大蔵大臣が開会演説に詳細にわたつて説明することこそ、私たちは理解の度を早めるし、国民はいろいろな点で態勢も整ひ得ると思ふのでございませう。しかしそれをあえてやらないで、表面的な均衡予算、通貨の安定、それによつて国家財政を維持するといふ形式的な説明に終始してゐることは、まことに残念だと思ひます。きょうは時間がないやうで、そういうふうな詳しいことができなかったら、あとで資料等を整えて、決して大蔵当局は国家の財政上から見ても、公務員の給与その他に対してはしわ寄せをしておらぬのだ、犠牲を要求しておらないのだ、大衆を過大に収奪するやうなやり方をとつておらないのだといふことを表明する必要がある。特に今回の賃金の改正は、人事院からも言われているように、去年行われたインフレの跡始末である、インフレの調整であるといふやうなことを言われておる。このインフレは何もわれ／＼が起したのではない。われ／＼がせいたく品を買つて、むりに購買力をあおつてインフレを起したのではなくて、まづたくこれ

は財政当局、政府当局の指導がよろしきを得ない、財政経済の目途が暗いために起きたインフレなのであつて、私たちはそういう点からしまして、大蔵当局は機会あるたびごとに、バランスを失したような財政経済を行つていないといふことを、国民に明らかにするやうな態度が必要だと思ふ。私たちはそういうやうな資料を新聞に発表するやうなくとも必要だろうと思ふし、国会に對して常に機会を求めて、率先して報告する義務があるのではないかと、いふやうに感ずるのでありますが、將來そういうことをやるとあなたから発言していただいて、それから現状に對しては、今の公務員の給与に對しては、どのくらい努力を払つて、しわ寄せであるかないかといふことを簡単に、よろしいですから表現していただきたい。

○正示政府委員 今日事務を招いた財政の責めは、やはり私ども財政の事務をあずかるもの、もちろんその一半を負わなければならぬと思ひます。財政と国民経済の關係というやうな問題は、非常に大きな問題でございまして、もとより私のごときものによくすることはできないのでございませうが、少くとも経済の安定といふところから今日の再建過程におきまして、そのところのあんばいが非常にむづかしいつたといふことは、ただいま石山委員がいろいろおつしやられた中にも入つておるやうに思ひます。本年度御承知のやうに、一般会計で約四百二十八億余りの出資投資というやうなもので、算に組んでおる。こういう財政投資といふものが、戦後の疲弊した経済を再建する上において、相当重要な役割を

果したということも、これはいふまでもないところがあります。一方この出資投資、あるいは公共事業費千数百億に上るところの支出につきまして、いろいろと非難を受けておられることも事実であります。特に災害復旧費等の支出の方につきましては、相当最近の新聞紙等におきまして、遺憾のある事実が指摘されておる、そういう点につきまして、財政の事務をなさるものとして、非常に責任を感じておる次第でございます。そういうことにつきましては、まず予算の編成を適正にすると同時に、予算の執行につきましても、あらゆる努力を払つて、ただいまおつしやられたいわゆる国民の血税——私も税金取りをやつたことがあるのでありますが、税金をいだけどときの堅持で、これを使わなければならぬということ、まことに御同感なものであります。もしほんとうに、地方公共団体の経費を支出する方々が、税を取るときは堅持で予算の執行に当ることになれば、相当是正されると思つております。税を取るときにはほんとうにいろいろ皆さんにお小言をちやうだいいたしますし、また苦しい立場もよくわかります。自分たちも毎月月給から天引されて、その苦勞はしみ／＼わかつておるのでありますから、その苦しさを、予算を使うときにはほんとうに心に置く、私はかね／＼そういうふう信じておるのであります。今日までいろいろとそれらの点につきまして、なお不十分な点があり、先ほど申し上げましたように、いろいろ金の使い方について、実行の面においても遺憾の点があるということにつきましては、今後とも十

分に配慮をいたしまして、それらの点の是正に努めて行きたいと存じております。来年度予算はおそらく先ほど衆議院の予算委員会におきまして、大蔵大臣が自分の構想としてお話になつたのは、各委員からこれはどういふ不可能じやないかというふうに言われたのであります。私もそばで伺つておりました、やはり尋常一様のことは、なか／＼大臣のお考えになつておるようなどころは、行いにくいというようなどことも、まったく私もそう思つております。そこには異常なる決意を必要とするというふうな思ふのであります。その際やはり私どもとして最も目をつけなければならぬのは、今申し上げたような面がある、あるいは合理的の余地があるというふうな費目でなければならぬと思ふのであります。で、そういうときに、それじや國家公務員の給与の上げ方については、結局しわ寄せになつておるのじやないか、そういう経費を削ればもつと出るじやないかというお話なんぞございませうが、これはやはり予算委員会で大蔵大臣がお答えを申し上げましたように、実は平年度として一般会計だけでどうしても二百億ほどの持出しになるのであります。今日まで軍人恩給、文官恩給等の恩給費で相当の増加になり、またその他対外関係等の経費、事務的な経費において相当の増加になるほかに、災害復旧の経費というものは、どうしてもやさなければならぬのでございまして、この点を考えますと、今申し上げたような費目について相当思い切つた斧鉞を加えまして、歳出の増加は相当容易ならぬものがあるというふうに思ひます。そういうと

き、平年度において二百億程度の持出しになるものをあえて出しましたということは、これはしわ寄せではなくて、政府の使用人である私どもに對して相當の配慮をされたもの、こういうふうな考へておるのであります。世論の一部に、今日は日本は大事な段階である。國際収支の点からいいますと、国内物価の割高ということが顯著な事実であるから、むしろこの際はほんとうに思い切つて、人件費を切り詰めるべきであるというふうな世論のあることは承知しておるのであります。が、われ／＼といたしましては、やはり財政の方において相當の負担になりまして、今日人事院の勧告とか、仲裁裁定というものの線に沿つて、あと限り公務員の給与をよくしていただくというところが、日本再建の大きな方向における大事なステップである、こういうふうな感じでおるのであります。その点が幸ひにして政府においても相當程度に認められ、ここにこういう提案になつておるのである、かように私はいただく立場の一人といたしましても考へておるわけでございます。もとより予算編成につきましては、政治でございまして、今日の政府とされてはこれは最善を尽くされたものではないか、こういうふうな感じでおる次第でございます。

○石山委員 給与と直接関係ないかもしれませんが、やはり日本経済の全般から見ると大切な問題だと思つてゐるのですが、それは通貨の切下げと為替の問題でございまして、今西ドイツが非常に目を見張るような復興をしたのは、平価の切下げが成功したからだと言われております。それと勞使協調による産業の管理によると言われておりますが、フランスの場合は為替管理が成功したというふうな言われております。日本の学者の中でも、最近は為替管理を何とかしなければならぬというふうな意見が、ぼつ／＼出ておるように見えるのであります。で、先ほどあなたには日本の経済の自立の達成のためには、異常な決意をもつてやらなければならぬというふうな言われたが、たまた／＼そういうふうな意図を持つておるかどうかということ、あるいはそういうことを論争すること自体が秘密事項であつて、そういう時期ではないものであるということになれば、別でございまして、一応お話を聞かしておいてもらいたい。

○正政府委員 問題が非常に複雑広汎になつて参りまして、私あるいは不適任かと存じますし、石山委員の方がむしろ私よりもずっとそういう点について御造詣があると思つております。が、実は私も先年戦後のヨーロッパを見て参りました感じから一言申し上げますと、お言葉の通り、今日西ドイツの復興はまことに目ざましいものでございまして。また日本の円を持つて参りまして——これはドルにかわつておるわけでありまして、ドルのトラヴェンターズ・チェックを持つて歩きまして、イギリスに参りますと、十数年前のスターリング・パウンドとポンドの關係が、まことに今昔の感にたえないほど、スターリングは御承知のようにいろいろの事情で弱くなつておる。これにかえて西ドイツに参りますと、マルクは相當強いのであります。フランスは御承知のように日本の円と大体同じようなところにあるわけでありまして、今日ドイツがあれだけ強い立場にマルクを置けるということ、おつしやる通り通貨の安定ということにいち早く成功した。むしろそのときにはたしかドッヂ氏が西ドイツにも参られまして、通貨改革を行つたことは御承知の通りであります。その後の施策もまことによく行つておるというふうな伺つておるのであります。しかば日本は今後どうかということになりますと、これはそれ／＼専門の者がよく研究をいたしておるのであります。少くとも私も承つておるところでは、日本は今日の三百六十円レートを動かす意思は毛頭ない、これはどこまでも堅持して、むしろ今後あらゆる努力を払つて円のポジションを高め、強めて行くということではなければならぬ、こういうふうな思ふのであります。また私どももさうに教えられておるのであります。私かつてドルが二円というときに、アメリカで二年ほど生活をいたしたのでありますが、当時の日本のお金のおりがたみはまことによくわかつております。今日それがまことに情ないほど下落をいたしておるのであります。これがさらに下落をするというふうなことは、ほんとうに日本國民として嘆かわしいことであるということを経験をいたした一人でございます。將來におきましては、何としても西ドイツのやり方等においても、大いに学ぶべき点がありと思つております。が、やはり先ほど来石山委員も御指摘になりましたように、放漫財政というふうなもの、あるいは國民のお納めになつた税金等の使い方という点につきましては、根本的に改むべきところは改

めまして、やはり円の国際的なポジションは一層強化する方向へこそ持つて行くべきであつて、これを弱くするといふふうなことは、日本の経済を再建するゆゑんではないといふふうに私も考え、さような方針に基いて予算の仕事の一部にあずかりたいとお願いしておるということだけを申し上げておきます。

○加賀田委員 正示次長にちよつと尋ねますが、通常国会も開近に控えて、大蔵省としてはすでに二十九年の本予算の骨子はきまつておると思うのですけれども、今のいろいろのお話の中でも、各省の要求は異常なもので、異常な決意なくては乗り切れないといふお話があつたのでありますが、その問題と関連いたしまして、巷間伝うるところによれば、行政機構の改革を断行する、これはそういう名目でありませうけれども、実質的には、公務員とすれば首切り旋風が起つて来るんじゃないかと恐怖がございます。そういう意味で、今度の給与改訂では、一般公務員で約三十億を計上しておりますけれども、その人員は実際の人員を計算したと思ひますが、大蔵省の資料によりますと、二十八年の予算は、年間平均の人員が、一般会計では約三十五万八千何人が、特別会計では約七万八千九百名程度、地方公務員においては百三十三万、こうなつておりますが、これを二十九年度の予算の中では、やはり行政機構の改革で、人員を減らしているのかないかということ、御説明願ひたいのであります。

○正示政府委員 ちよつと田中副長官がおられますので、内閣の御方針はあとで副長官からお願いしたいと思ひますが、一応予算のことで御質問がございまして、今の作業の段階だけを申し上げたいと思ひます。大臣も申されましたように、各省の要求は、防衛その他の特殊の経費を、一応ふやさないといひましたけれども、二兆といふような膨大な要求であります。そういう要求に對しまして、私どもは先般の臨時国会の際にも申し上げたのでありますが、大體国会の御審議をいたしておる間、国会に来てお話を申し上げまして、帰りますと、それ／＼担当の主計官を待たしておきまして、夕方から作業を始めます。各省の予算といひましては、まことに微に入り細をうがつて、予算査定といふことをいたしておるわけでありまして、今日までいろいろやつておりますが、もとより結論といふものは出ておりません。

人員の方はどういふふうに見ておるかといふことでございまして、この点はあるいは副長官からお話を願ひるかと思ふのでありますが、大體たゞいまのところ、行政機構が中心になりまして、いろいろ大きな案について御検討になつておられる。私どもはただ予算を扱います場合には、きわめて事務的な点、と言つても案外これが大事なのであります。はたして二十八年年度の予算において、あるいは二十七年年度の決算において、各省が人件費をどういふふうに使つておるか、たとへば欠員といふものを厳密に私どもとしては不用として出させるわけでありまして、そういう点について遺憾の点がないかどうか、また給与の方で昇給あるいは昇格といふふうなことがあるわけでありまして、それらが人事院の規則等に

照して、法令に照して厳重に履行されておるかどうかといふふうなことをよく調べます。これは機構あるいは定員を大幅に整理するといふふうなことは、管理庁なりあるいは内閣の方に置いて別途の方針をおきめになるのでございまして、大蔵省としましては、先ほど来石山委員にも申し上げましたように、やはり厘毛に至るまで、むだづかいをしないといふ見地から、今のようないふことをいたしております。定員その他から不用の出るものは、すべてこれを不用に計上させることにいたしております。

また超過勤務等につきましても、実績に従つてよく支払われておるかどうかといふことについて検討いたしております。あるいは旅費の支出につきましても、それがほんとうに正しく出張命令に應じて出されておるかどうかといふふうなことを検討いたします。

○田中政府委員 ただいまの御質問でございますが、御承知の通り、内閣に臨時行政改革本部を設けまして、これによりましてたゞいま検討を加えておるところでございます。すでに御承知かとも思ひますが、単に人員整理のみではなく、機構を十分検討いたし、また法制等につきましても、法令の整備を行うといふふうに、行政事務を簡素化して行くという観点から、作業の検討を加えております。これに基きまして自然的に人員のあんばいができますならば、これはまた別でございしますが、ただいまは法的の整備、行政機構の簡素化といふふうな二点に中心を置いて、検討が進められておるわけでありまして、今結論が出ておりません点は、先ほど正示次長から申し述べたような次第であります。

○加賀田委員 御説明が非常に長くて御親切のようですが、筋がちよつとぼけています。大蔵省としては予算に盛る定員といふものは、まだ明確でないといふことですね。そうしますと、各省からすでに要求が出ておるのとおしてありますが、各省の方では大體実定員に基いた予算が提出されているかどうかといふこと、なお今申し上げた根本的な問題については、田中副長官から御説明願ひたいと思ひます。

○田中政府委員 ただいまの御質問でございますが、御承知の通り、内閣に臨時行政改革本部を設けまして、これによりましてたゞいま検討を加えておるところでございます。すでに御承知かとも思ひますが、単に人員整理のみではなく、機構を十分検討いたし、また法制等につきましても、法令の整備を行うといふふうに、行政事務を簡素化して行くという観点から、作業の検討を加えております。これに基きまして自然的に人員のあんばいができますならば、これはまた別でございしますが、ただいまは法的の整備、行政機構の簡素化といふふうな二点に中心を置いて、検討が進められておるわけでありまして、今結論が出ておりません点は、先ほど正示次長から申し述べたような次第であります。

○正示政府委員 大體人員の要求につきましては、ただいま加賀田委員が申されましたように、二十八年の定員を基礎にして、要求が出ておるというふうな御理解が願ひたいと思ひます。

○森(三)委員 最初に主計局の次長にお伺ひします。あなたはさつき自分は属僚だと言われたが、先ほどの御説明を聞きますと、堂々たる大蔵の御意見を立てて、属僚ならざる御意見のようでありまして、本来ならば人事委員会には大蔵大臣が出席されて詳細な答弁をしなければならぬ。しかるに人事委員会が開かれましてもう一週間近くになつてゐるのに、まだ一回も顔を見せない。ようやくきよう十分ほど顔を出しただけです。そして大蔵大臣は予算委員会に行かれました。あとに残つたのがあなたでありまして、いやしくもあなたがられる以上は、一國の財政をまかなわれる大蔵大臣の身がわりとして、そこにお立ちになつたと私は思うのです。御所見はいかがですか。

○正示政府委員 御質問の御趣旨が……

○森(三)委員 私が言うのは、本来ならば大蔵大臣がいなければならぬのに、予算委員会に行つてしまつた。残つてゐるのはあなただ。政府委員としてあなたは、本来大蔵大臣が答弁するのにあなかがわつて答弁をしているという気持ちで答弁をしているかどうか、一属僚として答弁をしているかどうかといふことです。

○正示政府委員 先ほど大蔵大臣は、自分のかわりに残しておくとおつて行かれたわけでありまして、私でもわかることはできるだけ御答弁を申し上げておるのでございまして、しかし根が属僚





が、事一たび公務員の給与ベースの引上げ等になりますと、目をつぶつて、そうしたところの膨大な使残り金を出そうとしないというように、私もは受取れてしかたがないのです、この点につきましてどういう御所見を持っておられますか。

○正政府委員 数字は正確でなければなりませんので、私数字については今申し上げませんが、ただいまおつしやられましたのが十一月末ということでありまして、私の感じから申しまして相当大きな数字でございますので、その点はよくチェックをいたしますが、そう大きな使残りと申しますか、十一月末でございますから、おそらく年度内の未使用額というふうなものを、全部お入れになった御計算かと思ひますので、それは後刻数字をもつて申し上げたいと思ひます。

ただ、それでは相当今まで繰越しもあつたんじゃないか、そういう繰越しをするような余裕があるのかという御趣旨につきましては、確かにたゞいままでいへる／＼余裕を生じたことがございませう。そういうときに、それでは大蔵省としてどういう立場をとるか申しますと、これは私どもは、先ほど石山委員にも申し上げましたように、予算が国会において議決になったと申しましても、やはりこの予算を全部使つてしまふというふうなことは絶対に避くべきである、すなわちまず予算を盛るときには、もとより最小限度に盛るべきでございますが、一応の見積りとして予算に計上いたしました後におきましても、先ほど来たび／＼申し上げま

う建前をとつておるのであります。御承知のように現在四半期別に支払い予算というものを付けておるのであります、そういう予算のつけ方におきまして、常に実績を見た上で押えるべきものは押えておるのであります。それはそういうことをして予算の施行が遅れて、民間への支払が遅滞するといふような面があるんじゃないかといふようなこともございしますので、みだりにそういうことをいたすわけではござい

ませんが、しかしたとえば保安庁の装備品等の納入にあたりましては、初めてのこともございしますので、試作をさせまして、十分検査を厳重にした上で、初めて発注するといふようなこともあるものであります。そういう関係から、非常に繰越しが出るというふうな面もございします、森委員御承知のように昔は繰越しという費目がございまして、定時繰越しといふことをやつたのでございします。その趣旨は、やはり全体としての計画はこういふふうに国会で認めるけれども、その施行については十分時間をかけて間違ひのないようにやれといふような御趣旨であつたかと思ふのであります。繰越しのありますときには繰越しといふことを、非常に大膽に認めていただいております。今日は国会において繰越し明許をいただいている費目についてのみ、今のようなことで繰越しができるのでございしますが、やはり年度内にどんな早く使つてしまふといふことは、極力避けなければならぬのでございまして、およそ国会の議決を経ました予算につきましても、その支出は一銭一厘も間違ひのないようにしなければならぬといふような建前から、相当精査

をいたしている関係もございまして、ある程度の未使用額というふうなものを出していることは事実でございします。なお詳しい数字は、取調への、上差上げたいと思ひます。

○森(三)委員 私の申し上げますのは、保安庁経費とか、あるいは安全保障諸費、防衛支出金等にはそういうようにに相当使つて、いつも余裕綽々といふような予算上の措置をとつておきながら、しかも財政上金がないと言つて、人事院勧告、あるいは仲裁裁定等をいつでも政府は実施しないという、その基本的な考え方が、私どもとしては非常に遺憾であるといふことであります。従つてこれは基本的な考え方の対立点になりまして、私はやはり日本の産業の発展のためには、こうした勤労者の生活を防衛してやらなければ、日本の再建はできないという考えに立つておりますので、今後大蔵当局におきましては、やはりそうした公務員の給与ベースの問題あるいは仲裁裁定の実施等については、予算上財政上の措置ができないといふようなことを言つて、完全実施しないことのないようにしていただきたい、かように私は申し上げて、一応質疑を打ち切ります。

○川島委員 池田議員。だん／＼といふ／＼な委員から申されましたし、また政府や大蔵省の御見解を十分承つたのです。いつまでたつても平行しているような感じがいたします。そこで私はもとや蛇足を加えようとは思つておりません。ただ先ほどから、いへる／＼と財政経済政策に対する御抱負を承り、かつまたそれらの所管省の方針を承つておりますと、やはり健全財政を維持する

ためには、資金上、予算上不可能なことはできぬという一点が、その重点であるかと思ふのであります。そこで私どもはこの点でこの際大蔵省であれ、人事院であれ、あるいは政府内閣の方

に對しまして、一言申し上げておきたい。国家活動の源泉といふものは憲法にある。その憲法に保障されたものをいへる／＼と制約いたしまして、公共福祉のために、これらの人々に対する制約をいたしておるのが公務員法であり、公労法である。しかしそれにかわるものとして人事院の勧告なり、仲裁裁定の制度ができたのに、これが実行されない。今回に限つてのみならず、しばしば実行されておらないというこの状態は、大蔵大臣なり主計局長のとなえられております資金上、財政上の困難であるという、この国の財政政策の見地からだけのお考えになつてよろしいかどうか。私はそのあなたの方の考へることを、かりにその通りに信ずるといたしまして、それじやこの三百方に近いところのこの関係の人々が、これによつて生活上の報いというものを得られないとするならば、この人たちの抱きます遵法の精神というものは、どうなりますか。率直に申しまして、私は国会議員の一人でありまして、いかなる天下の悪法があつても法律を守らなければならぬというのが、法治国家に生れたわれ／＼の運命であります。しかしてその法律によつて定められたものが、しばしば実行されないといふことになりましたら、この人たちの遵法精神は将来なくなります。ただ私は財政上の措置よりも、かくのごとき国民の多数の人に、法律を守る必要がないという氣持がほうはいとして

起つたときに、国家の前途はどうなりますか、私はこれをおそれるのであります。

そこで今日私が思ひ浮べますものに、毎日々々、たとえば本日は約三万の人間が、この衆議院において集団陳情しようといふことが計画せられてい

る。そしてそれが議長職権によつて中止されたのでありますが、そういう人が来たときに、だれが立つてこの人たちに説明できるのですか。政府の人が立つて行きますか。その他の政党の人でも行かれますか。私はこういう労働者諸君が行き過ぎであり、国家の財政上、とてもそれは不可能であるといふならば、労働者諸君に忍ぶべし、がまんすべきであると言ふ道を持つております。大言壮語するわけではありませんが、自由党、政進党の諸公や、あるいは人事院や政府官僚の諸君が、その大衆の前に立つて説明をしても聞かないと思ひます。われ／＼が立つて、諸君

して、そうして英国労働党の、そのとき  
の政府の国家復興、産業復興のために、  
労働階級はあげて政府の方針を支  
持して、自分たちのからだをなげうつ  
て、英国復興のために尽したのであり  
ます。ところが一九五〇年でありま  
す。チャーチル内閣ができたときに、  
全英の炭鉱労働者は立つて、労働党内  
閣なるがゆえに、われ／＼は多くの犠  
牲を忍んで来たのであるが、何も保守  
党内閣のためにする必要なしというの  
で、労働組合がこの決議をくつがえそ  
うとした。そのときに労働党の党主で  
あるアトリーは立つて、チャーチル内  
閣といえども英国の経済はいまだ復興  
しておらない、諸君どうか英国経済復  
興のために、いましばらく忍んでくれ  
と言つて、労働党の首脳部は繰出をい  
たしまして、この炭鉱労働階級の労働  
時間延長をさらに懇請いたしました、  
これを続行しているのが英国の姿であ  
ります。労働者の先頭に立ち、労働者  
を最も基盤とするところの政党的諸君  
ですらも、労働階級の多くの犠牲と困  
難を忍んでおるが、それには忍んでも  
らうだけのことをしておるのでありま  
すから、労働者階級の諸君はこれを承  
知するのです。日本の官吏は、日本の  
財政当局は、あるいは政府は、資金上  
財政上の一点をもつて、常にかような  
裁判に比較すべきところの最高の決定  
を遷延いたし、実行いたさなかつたと  
いうその結果、だれが立つてこの労働  
階級の諸君に、今日国家の困難なとき  
に忍べということをお願いする人がおり  
ましょう。私は答弁を求めているので  
ありません。人事院についても求めま  
せん。しかし今までのようなことで行  
くならば、人事院は必要ないという声

が起ることはやむを得ないでしよ  
う。財政当局は金を引締めることだけ  
は健全であります。国民の道義が頹  
廢し、道法の精神が失われ、国家は累  
卵の危うきに立つこともまたやむを得  
ない。あなた方がそこまでお考えにな  
つておるかどうかが、内閣の諸公にし  
てもしかり、こういう点につきまして、  
ほんとうに労働階級の諸君の生活の基  
本を、どうすれば守つて行くかという  
ことについて、だれか一片の情熱と熱  
意を傾ける者がなくして、どうしてこ  
の人たちのよりどころがあるでしよ  
う。私は財政上の措置を申す前に、ほ  
んとうに苦勞してでもこれを出すと  
いう誠意と熱意が、いずこにあつたか  
ということを疑わなければなりません。  
従いまして、私は質問をいたして  
おるのであります。あなた方も十分  
これをお考えになつて行かなければ、  
金がないというだけで、この措置だけ  
をもつて、今後国民に法律を守るべ  
し、行政の立場においてこれに従うべ  
しというところの物事が起きて、国  
民の多数が従わなくなつたときには、  
だれがこれを抑え得るか、私は国家の  
乱れることをおそれるのであります。  
これは皆さん方に対する要望であり、  
われ／＼の観点に立つ一点として、こ  
の際私は強く注意を喚起しておく次第  
であります。

○川島委員長 これにて質疑は終了い  
たしました。  
暫時休憩いたします。  
午後五時十二分休憩  
午後七時二十九分開議  
○川島委員長 休憩前に引続き会議を  
開きます。  
本日はこの程度にとどめ、次会は明  
六日午後一時より開会し、討論採決を  
行います。  
なお議案を修正しようとする委員の  
方は、あらかじめ委員長の手元に修正  
案を御提出願いたいと存じます。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後七時三十一分散会